

平成 29 年 度

## 共同研究助成事業の概要

平成 30 年 3 月

公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアム

# 目 次

平成29年度 共同研究助成事業の概要	1
--------------------	---

成果報告				
代表研究者	区分	種別	共同研究者	研究テーマ
静岡理科大学 理工学部 脇坂 圭一	ふじのくに 学研究	共同	常葉大学 造形学部 土屋 和男 静岡文化芸術大学 デザイン学部 天内 大樹	静岡県内に残る防災建築街区を対象とした中心市街地活性化に向けた検討
静岡県立大学 食品栄養科学部 増田 修一	地域課題	共同	静岡県立大学 食品栄養科学部 島村 裕子 常葉大学 健康プロデュース学部 杉山 千歳	緑茶を用いた新規機能性食品の創生に向けた基礎的研究-緑茶を用いたアクリルアミドの生成抑制食品の開発に向けて-
静岡大学 農学部 小谷 真也	地域課題	単独		静岡河津桜由来清酒酵母のゲノム解析による遺伝特性の解明
浜松医科大学 医学部 岡田 栄作	地域課題	共同	静岡県立大学 短期大学部 野口 有紀 浜松医科大学 医学部 尾島 俊之	地域診断システムを活用した静岡県内の健康格差の要因解明と事業計画支援に関する研究
静岡文化芸術大学 文化政策学部 河村 洋子	地域課題	単独		浜松市内若者就労者層のライフスタイルに関する研究
静岡大学 教育学部 井出 智博	地域課題	共同	静岡大学 教職センター 松尾 由希子 静岡英和学院大学 人間社会学部 玉井 紀子	静岡県内の学校教育における性的マイノリティ児童生徒への教育相談体制整備についての調査研究
常葉大学 健康科学部 千葉 のり子	地域課題	共同	常葉大学 健康科学部 原田 千代子 東京女子医科大学 看護学部 見城 道子	静岡県内で暮らす冠動脈バイパス術を受けた患者の生活管理の取りくみに関する研究

本報告書は、静岡県から「平成29年度大学間等連携推進事業費補助金」を受けて公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアムが実施した「平成29年度共同研究助成事業」の概要を取りまとめたものです。添付資料のうち、頁数の多いものは冊子に含めず、当コンソーシアムで保管しております。なお、「共同研究助成」の募集要領等は当コンソーシアムのウェブサイトにてご覧いただけます。



URL: <http://www.fujinokuni-consortium.or.jp/>

## 平成 29 年度 共同研究助成事業の概要

### 1 目的

本県の大学と大学及び大学と地域の連携を促進し、大学の学術研究の向上及び地域貢献の推進を図るため、県内の高等教育機関のうち異なる組織に所属する2名以上の研究者で構成される研究グループや単独研究に対し、共同研究助成を実施する。

### 2 概要等

#### (1) 事業内容

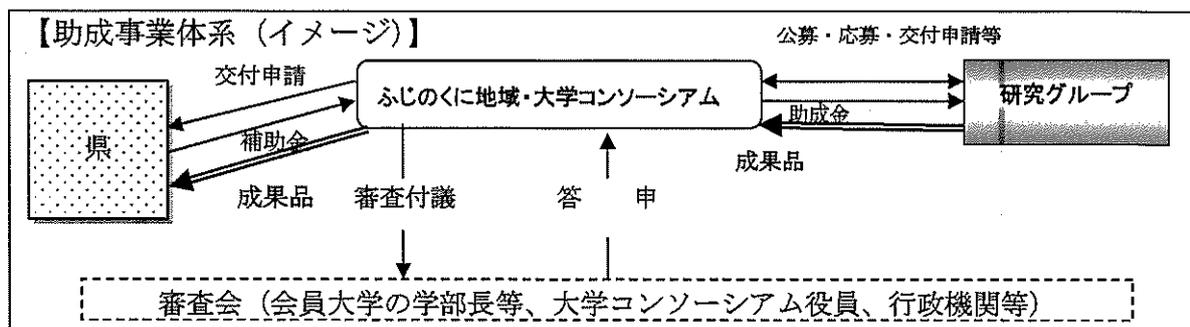
項 目	内 容
助成対象研究	ア 「ふじのくに学」研究 本県を特徴づける様々な事柄、事象に関する研究で、学際的、総合的、国際的な視点で 取組むものとする。 イ 地域の課題解決や活性化のための研究
助成研究期間	当該年度の2月末日まで
助成額（総額）	予算総額 5,500 千円 1 研究当たり、上限額は次のとおりとする。 ア 共同研究：1,500 千円 イ 単独研究： 500 千円
助成対象者	ア 共同研究の場合 (1) 県内の大学の研究者で、異なる大学に属する2名以上の教員で構成する研究グループであること。 (2) 研究グループには、県内の試験研究機関又は産業支援機関に所属する研究者若しくは県外の大学に所属する研究者が参画することができる。ただし、研究グループの主たる研究者は県内の大学に所属する研究者でなければならない。なお、県外の大学に属する研究者の参画については、研究グループに県内の異なる大学に属する教員が2名以上いなければならない。 (3) 県内の大学は、コンソーシアムの会員校であること。 イ 単独研究の場合 (1) 県内の大学の研究者であること。 (2) 県内の大学は、コンソーシアムの会員校であること。
助成対象経費	備品購入費（助成額の1割以内とする）、賃金、謝金、旅費、会場使用料、消耗品費、通信運搬費

#### (2) スケジュール

公募期間：5月19日（金）～6月12日（月）

一次審査：6月23日（木）～7月7日（木）

二次審査：7月31日（月）



共同研究助成事業の概要

大学	静岡理科大学	学部	理工学部	建築学科
職名	教授	氏名	脇坂圭一	
大学	静岡文化芸術大学	学部	デザイン学部	デザイン学科
職名	講師	氏名	天内大樹	
大学	常葉大学	学部	造形学部	造形学科
職名	教授	氏名	土屋 和男	

研究課題：静岡県内に残る防災建築街区を対象とした中心市街地活性化に向けた検討

研究の概要と成果：

研究の概要

本研究は全国の地方都市の中心市街地に現存する築後 50 年程度を経た鉄筋コンクリート造による防火建築帯および防災建築街区のうち、とりわけ静岡県内の各都市に現存する建物に着目し、既存ストック活用もしくは建て替えによる更新モデルの提示を目指す研究の一部をなすものである。防災建築街区とは、1961 年に施行された防災建築街区造成法に基づき、都市の効率的不燃化と土地の高度利用という趣旨のもと全国で実施された市街地の再開発事業である。

本研究では、法的な整理、中部圏における静岡県内の防災建築街区の数量と現況についての整理を行った後、主に1) 建物の意匠と道路の関係について、2) 区画の変遷について、3) 前現代都市の美学的評価について、検討してきた。結論として、江戸期以来の土地区画を継承しながらも、近代的な技術を用いた意匠と材料による立面構成、都市ごとに公私の境界が多様な道路と建物の関係について明らかにし、また生活景、日常性、社会美学といった観点からの評価の可能性を提示した。

今後の展望として、オーナーの意向把握、建物の耐震性能調査、行政と民間の連携手法、事業性も考慮した「身の丈モデル」のシミュレーションといった面で掘り下げていく必要がある。また、低成長時代の都市デザインとして、行政（法的規制、計画的・長期的投資）だけでは無く、民間（個別最適・短期的投資）、市民が将来の都市ビジョンを我が事として議論・策定し、実行していく仕組みが必要であり、その関係において大学が教育研究機関として貢献し、ことも重要であると強く認識している。



## 第1章 研究の背景

### 1.1 はじめに：法的な位置付け

戦後、木造家屋の密集していた全国の都市中心部においてその不燃化を目的として、耐火建築促進法（1952（昭和27）年公布）に基づき防火建築帯が、同法を発展させた防災建築街区造成法（1961（昭和36）年公布）に基づき防災建築街区が、鉄筋コンクリート造の共同建築物群として、それぞれ建設された（表2-1）。

日本の都市の法的体系を外観する。1919（T8）年に都市計画法が制定された後も、都市では大火が頻発し、木造家屋が延焼してきた。1945（S20）年に閣議決定された「戦災地復興計画基本方針」をうけ、「戦災復興区画整理事業」が実施される中で、個別の建物では対応できない都市の不燃化、土地の合理的利用、面的な更新というテーマが議論され、1950（S25）年に建築基準法が制定され、集団規定で用途地域が定められた。そして、1952（S27）年に街路と耐火建築物を組み合わせた延焼抑止帯を形成する法律として「耐火建築促進法」が制定され、浴道型の鉄筋コンクリート造建物による延焼防止帯である「防火建築帯」が全国の都市に建設された（1961（S36）年廃止）。その後、1961（S36）年に「防災建築街区造成法」が施行され、街区単位の開発や組合方式、国の補助、住宅金融公庫の貸付制度などが盛り込まれ、「防災建築街区」がつくられていった（1969（S44）年廃止）。同年に施行された公共施設の整備に関する市街地の改造法として「市街地改造法」（1969（S44）年廃止）と1960年の「住宅地区改良法」と合わせて、「防災建築街区造成法」は「再開発三法」に数えられている。この間、防火地域が指定されているが、必ずしも指定通りに建物が建っている訳ではない。「市街地改造法」と「防災建築街区造成法」を統合するかたちで、1969（S44）年に土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を目的として「都市再開発法」が制定された。

### 1.2 課題と評価点

これらの建築物群は、竣工当時、都市不燃という防災上の機能はもちろんのこと、商業の活性化と関連して、都市の近代化に果たした役割はきわめて大きく、中心市街地の景観的要素の一つとして現在に至っている。

課題1）老朽化：これらの建築物群は、昭和30年代から40年代のおよそ17年間に建設されたということで、防災建築街区だけでも築後41～56年経過し、更新が必要な時期となっている。

課題2）所有者の高齢化と後継者不足：現実的に、子息がいたとしても事業を継続することが難しい状況となっている。

課題3）都市の郊外化とそれによる歩行者通行量の減少が挙げられる。具体的な数字は、静岡市、浜松市共に行政による公表データとして表れている。

課題4）商環境の変化：物販、小売りの購買行為が電子取引の増加によって変わってきている。

課題5）共同ビルゆえの意見集約の困難：一部の所有者が建て替えの意向だとしても、権利関係が複雑なために、街区全体として合意形成が難しいという声をヒアリング中にもよく聞いた。

課題6）耐震面の不安：既存建物の再生にあたっては、耐震面の不安の声も聞いた。実際には、3間開口に戸境壁を多数有する構成上、Y方向には十分な壁量があるが、X方向の壁量が十分か検討する必要があると思われる。また、耐震的な評価の確認も必要だが、高度経済成長期に見られた、建て替え主体の方法だけではなく、既存建物を活かした利用方法の検討も必要だろう。

一方で、江戸期からの町割を現代に引き継いだ区画、また中低層ゆえの人的なスケールによる構成は、

無個性化し、オーバースケールな都市構成が見られる現代の都市再開発において評価すべき点と言える。

### 1.3 県内の防火建築帯および防災建築街区の状況

静岡県では防火建築帯が沼津、静岡でまとまった形でつくられ、浜松でも部分的につくられた。防災建築街区は、県内での認定事業数 45 件と都道府県別で最も多く<sup>1)</sup>、戦後期から高度経済成長期における都市不燃化の先進県であったとすることができる。このときに形成された建築物は、相当数が現存しており、今も都市の中心部に位置している。また、防火建築帯および防災建築街区の近傍には、法に基づく認定を受けたもの以外にも、同時代に建設された鉄筋コンクリート造のビルが現存している。

静岡県で防火建築帯、防災建築街区が多く形成された背景には、戦中に中核的な規模をもつ都市が大火や戦災によって焼失したことが挙げられる。県庁所在地である静岡は 1940 (S15) 年の大火で中心部の大半を焼失し、さらに戦災で再度の焼失を経験した。また県下の多くの都市が戦災を受け、戦災復興の特別都市計画法 (1946 (S21) 年) では沼津、清水、静岡、浜松の各市が指定を受けた。

表1-1. 防災建築街区関連法制度

	法制度	概要・トピック等
T2	不良住宅地区改良法	1970 (S25) 日本最大の BL 賃貸住宅開発
T8	都市計画法	112 (1923) 関東大震災一帯の建築物の普及
S25	建築基準法	都市の不燃化・防火地域の指定 (全国 61 都市、2000ha)
S27	耐火建築促進法	「防火建築帯」造成事業 →沿路沿いに施行 11m の耐火建築帯
S29	土地区画整理事業法	国際アルミサウン開発第一号 →「国 4 相互銀行 4 店」(S21) 沼津工場
S35	住宅地区改良法	
S36	防災建築街区法	防災建築街区
S38	建築基準法改正	→ 街区単位の一体的開発、 組合制度方式、
S43	新都市計画法	→ 国・地方公共団体の補助 (国 1/3、地方 1/3)、 住宅金融公庫貸付制度
S44	都市再開発法	→ 国庫補助事業と
S50	都市再開発法改正	して 17 年間存続
S55	都市再開発法改正 地区計画制度	
S63	都市再開発法改正	

### 1.4 静岡県内の防災建築街区の規模

防災建築街区は、全国 101 都市、341 街区の規模で、指定としては 253ha に上る。実際に施工されたのは 109ha、780 棟で、相当な規模の建物が建設された。県内では静岡市に 2 街区 6 棟、浜松市に 7 街区 11 棟、富士市は吉原と合わせて 17 街区 33 棟、熱海市は 17 街区 17 棟、旧清水市に 2 街区 3 棟となっている。全国で 341 街区が整備された中で、県内に 45 街区 70 棟と、割合的にみると 13% で、かなりの残存率となっている。

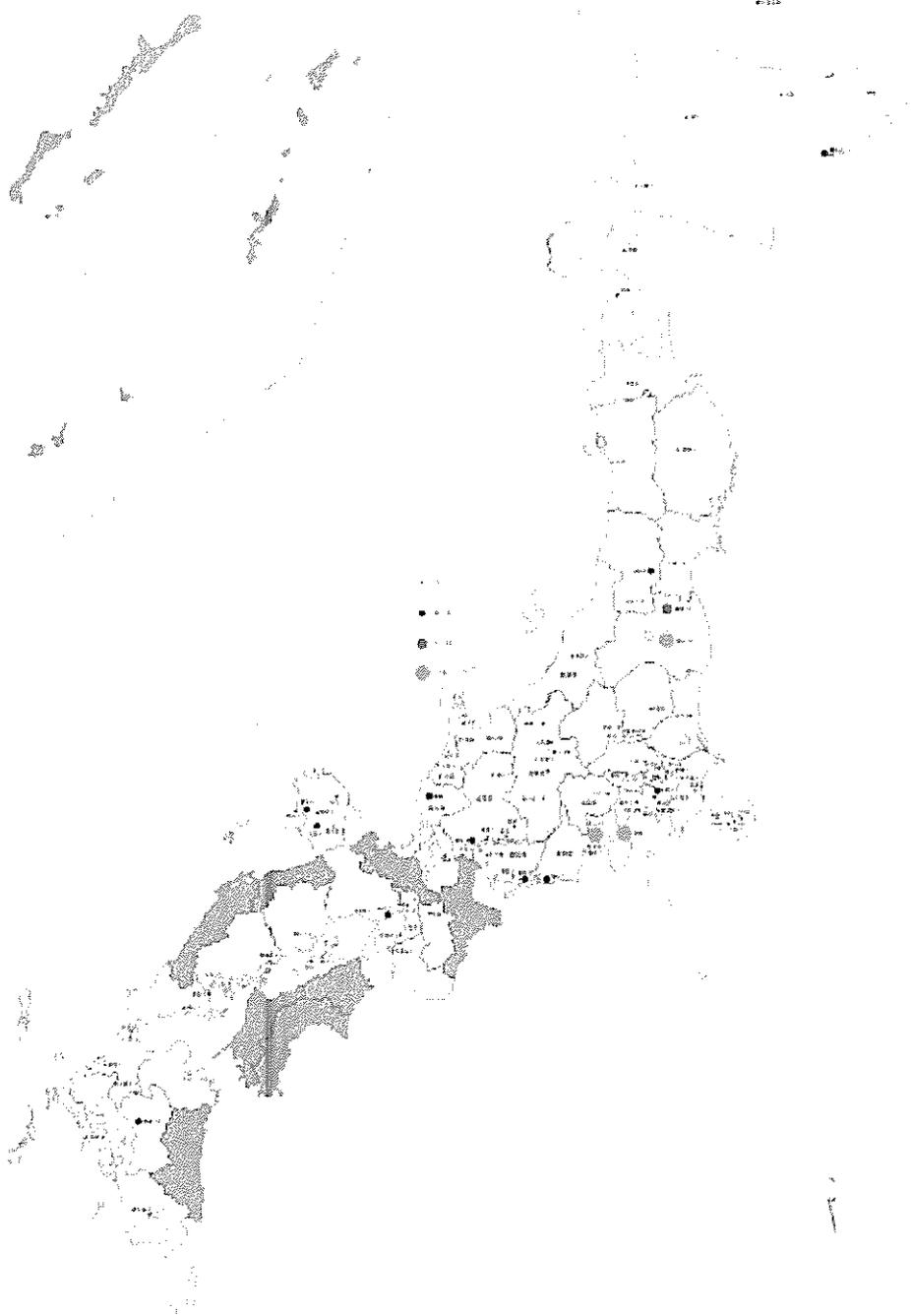


図1-1. 全国における防災建築街区の分布状況

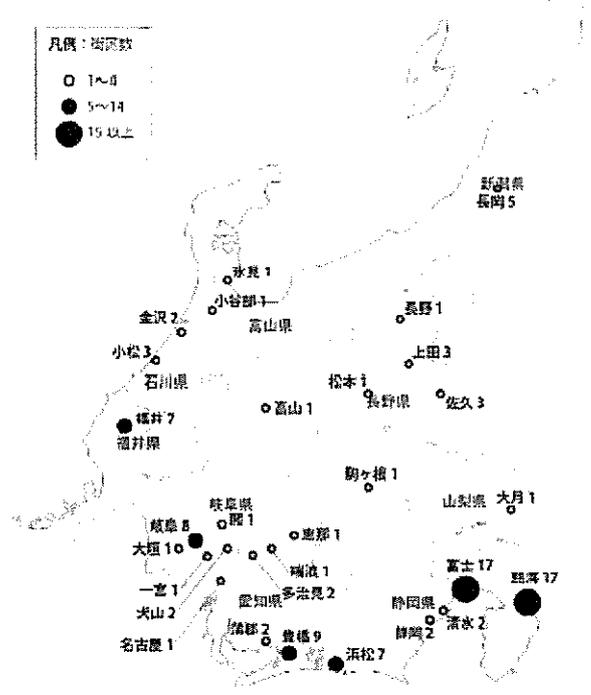
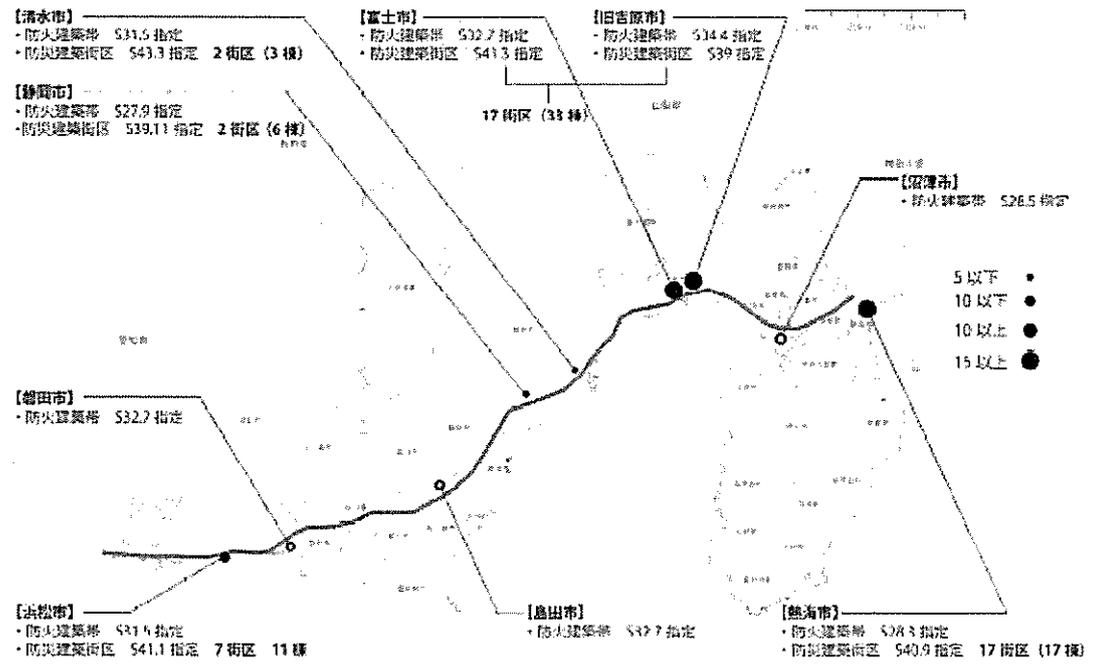


図1-2. 中部圏における防災建築街区の分布状況



防災建築街区：静岡内計 45 街区 (70 棟) (全国 341 街区の 13%)

図1-3. 静岡県内の防火建築帯および防災建築街区の分布状況



市町村	防災建築街区名 (別記欄参照)	防災建築街区 区域図番号	市町村	住所	種別	延床面積 (㎡)	延床積算 積算率															
宮城県	宮城県A 19,885	宮城県A	宮城県A	仙台市青葉区	仙台市青葉区	307	225	736	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0		
	宮城県A 14,120	宮城県A	宮城県A	仙台市青葉区	仙台市青葉区	2,127	850	2,126	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	
	宮城県A 13,260	宮城県A	宮城県A	仙台市青葉区	仙台市青葉区	744	281	746	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	
	宮城県A 11,670	宮城県A	宮城県A	仙台市青葉区	仙台市青葉区	313	225	311	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	
	宮城県A 10,120	宮城県A	宮城県A	仙台市青葉区	仙台市青葉区	443	270	437	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	
	宮城県A 10,120	宮城県A	宮城県A	仙台市青葉区	仙台市青葉区	1,012	329	1,012	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
	宮城県A 10,120	宮城県A	宮城県A	仙台市青葉区	仙台市青葉区	1,012	329	1,012	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
	宮城県A 10,120	宮城県A	宮城県A	仙台市青葉区	仙台市青葉区	1,012	329	1,012	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
	宮城県A 10,120	宮城県A	宮城県A	仙台市青葉区	仙台市青葉区	1,012	329	1,012	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
	宮城県A 10,120	宮城県A	宮城県A	仙台市青葉区	仙台市青葉区	1,012	329	1,012	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
	宮城県A 10,120	宮城県A	宮城県A	仙台市青葉区	仙台市青葉区	1,012	329	1,012	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
	宮城県A 10,120	宮城県A	宮城県A	仙台市青葉区	仙台市青葉区	1,012	329	1,012	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
	宮城県A 10,120	宮城県A	宮城県A	仙台市青葉区	仙台市青葉区	1,012	329	1,012	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
	宮城県A 10,120	宮城県A	宮城県A	仙台市青葉区	仙台市青葉区	1,012	329	1,012	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
	宮城県A 10,120	宮城県A	宮城県A	仙台市青葉区	仙台市青葉区	1,012	329	1,012	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
	宮城県A 10,120	宮城県A	宮城県A	仙台市青葉区	仙台市青葉区	1,012	329	1,012	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0

以下、各都市別の防災建築街区の立地状況を示す。

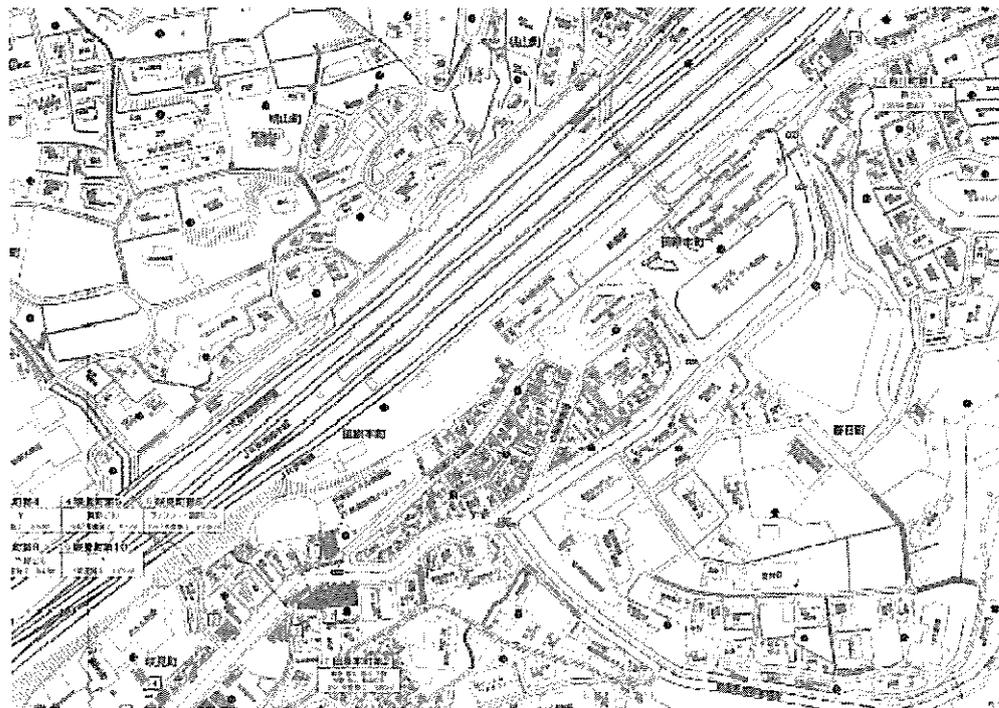


図1-4. 熱海-1

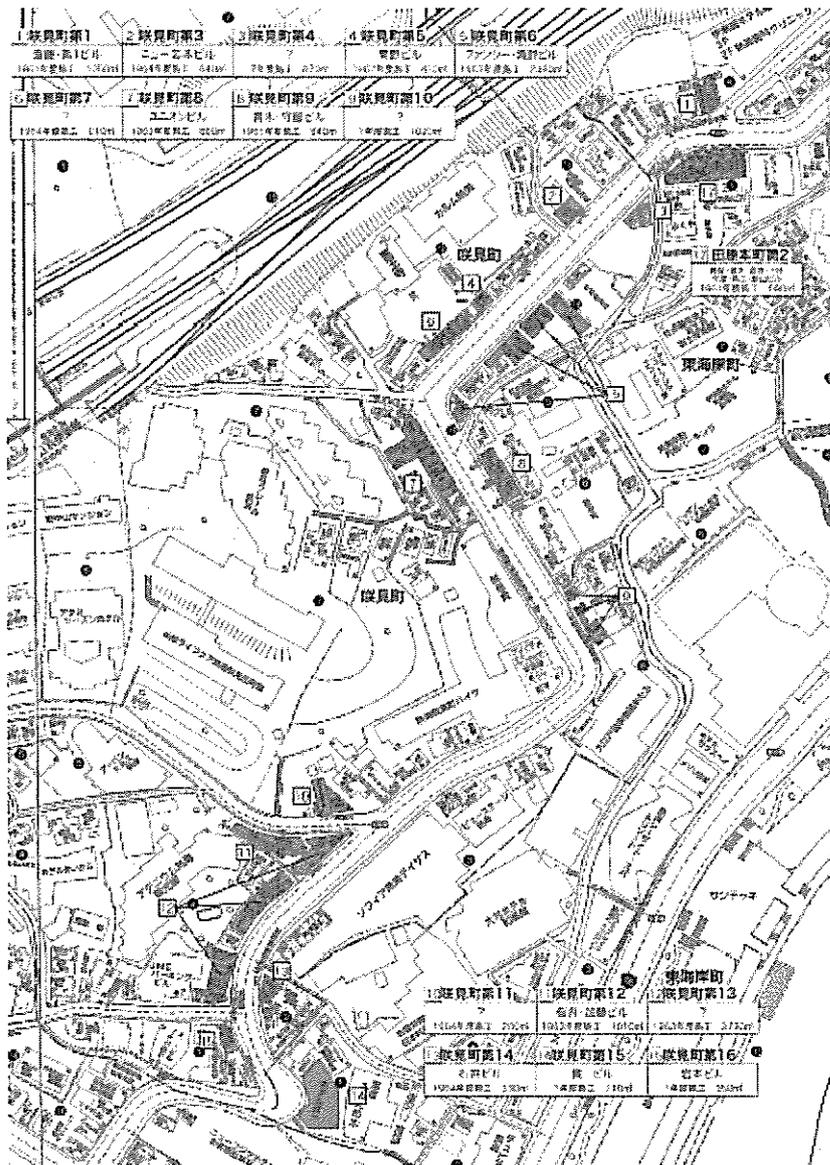


図1-5. 熱海-2

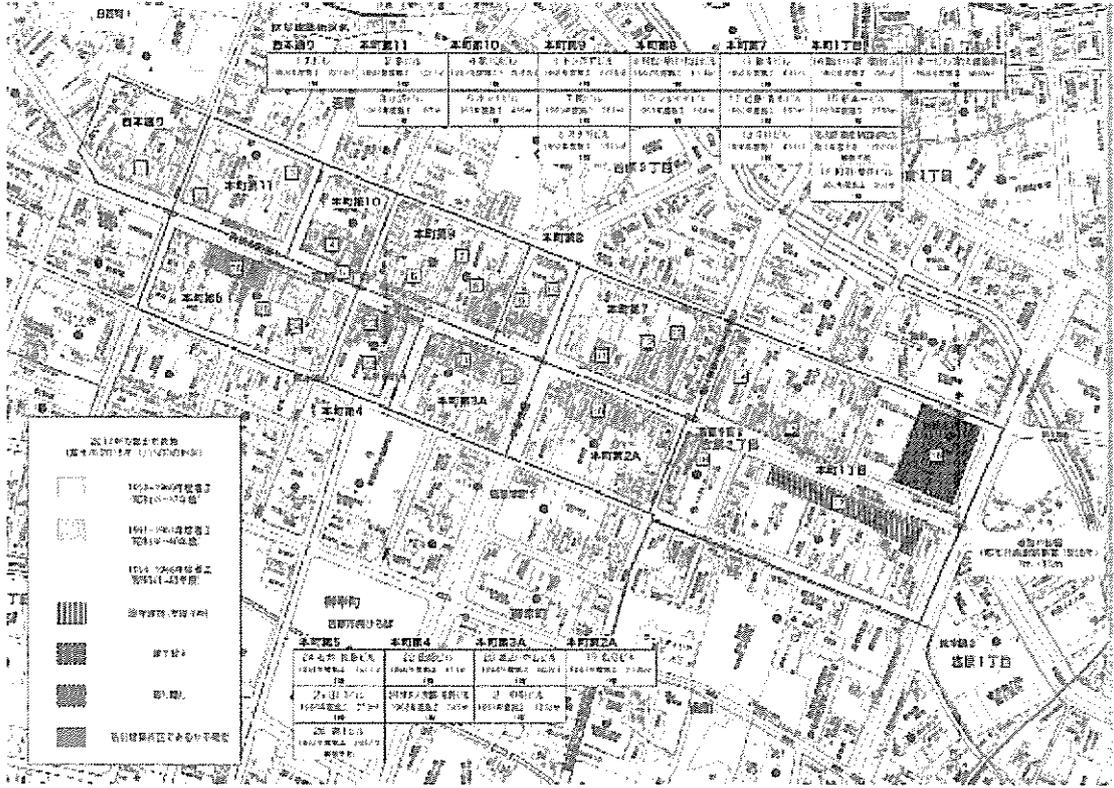


图1-6 富士市 吉原地区

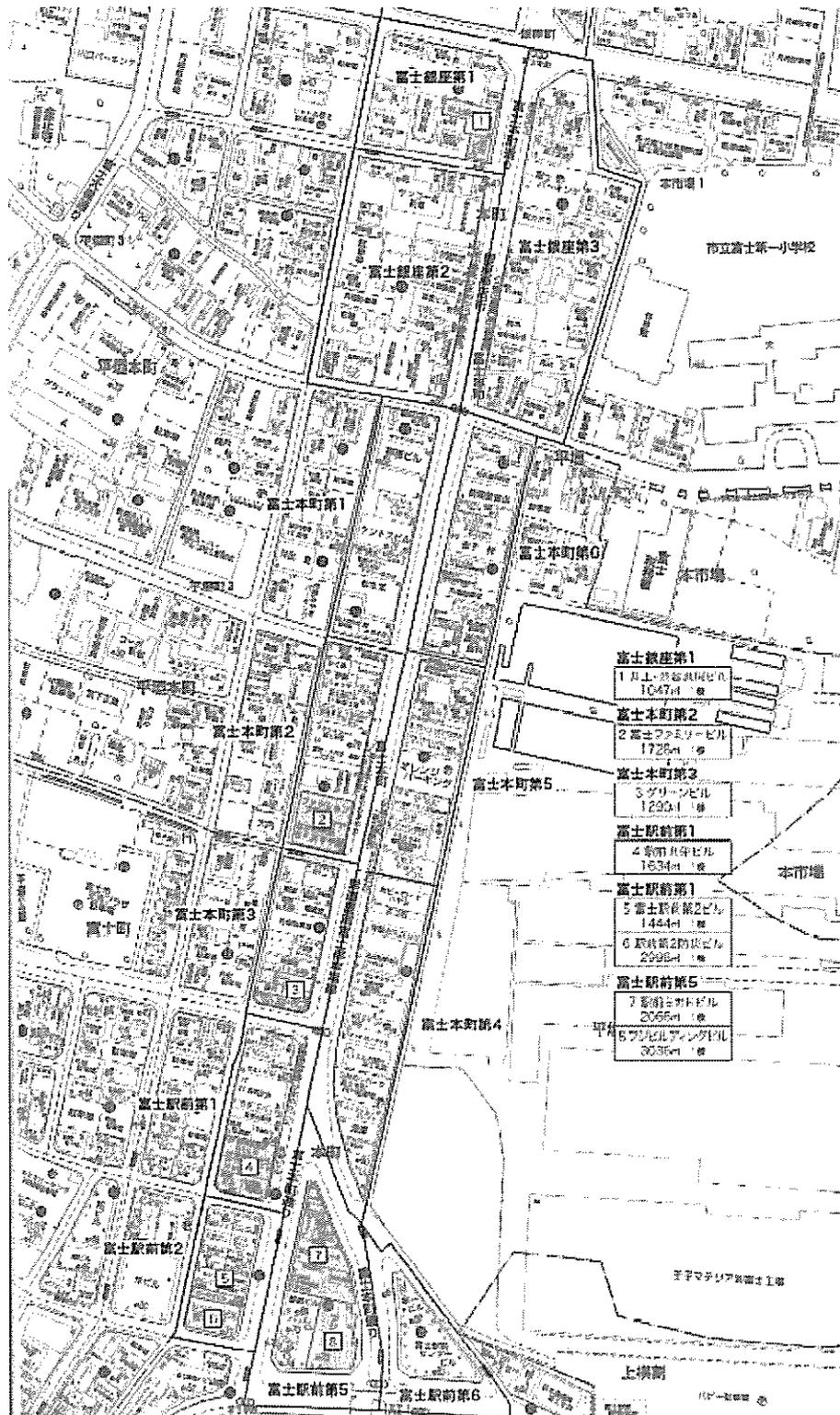


図1-7. 富士市 駅前地区

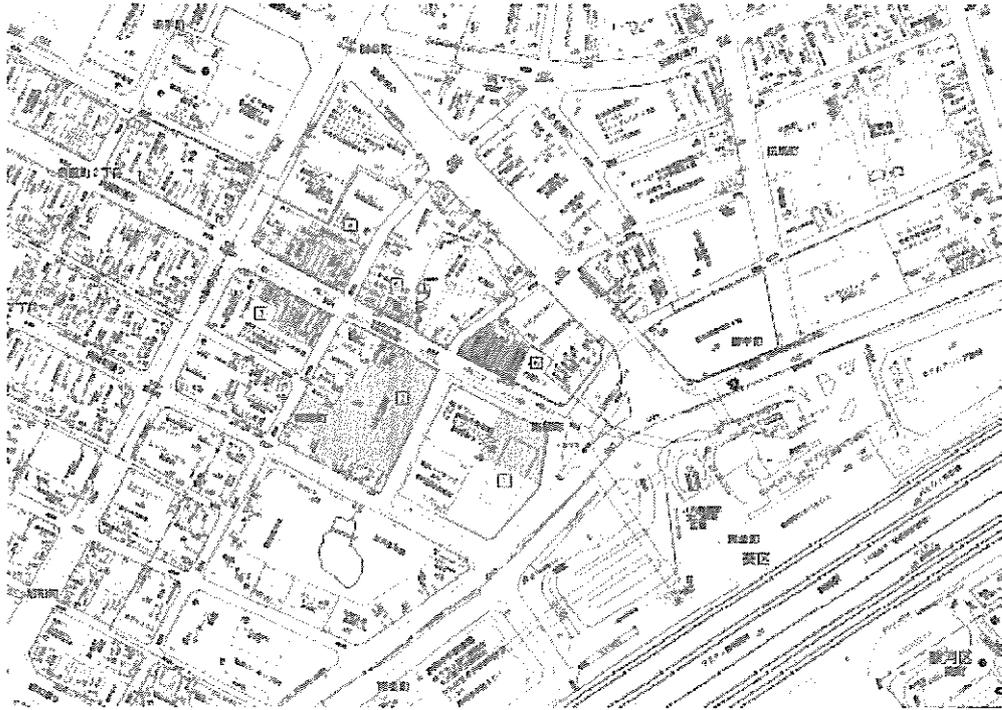


图1-8. 静冈市 吴服町

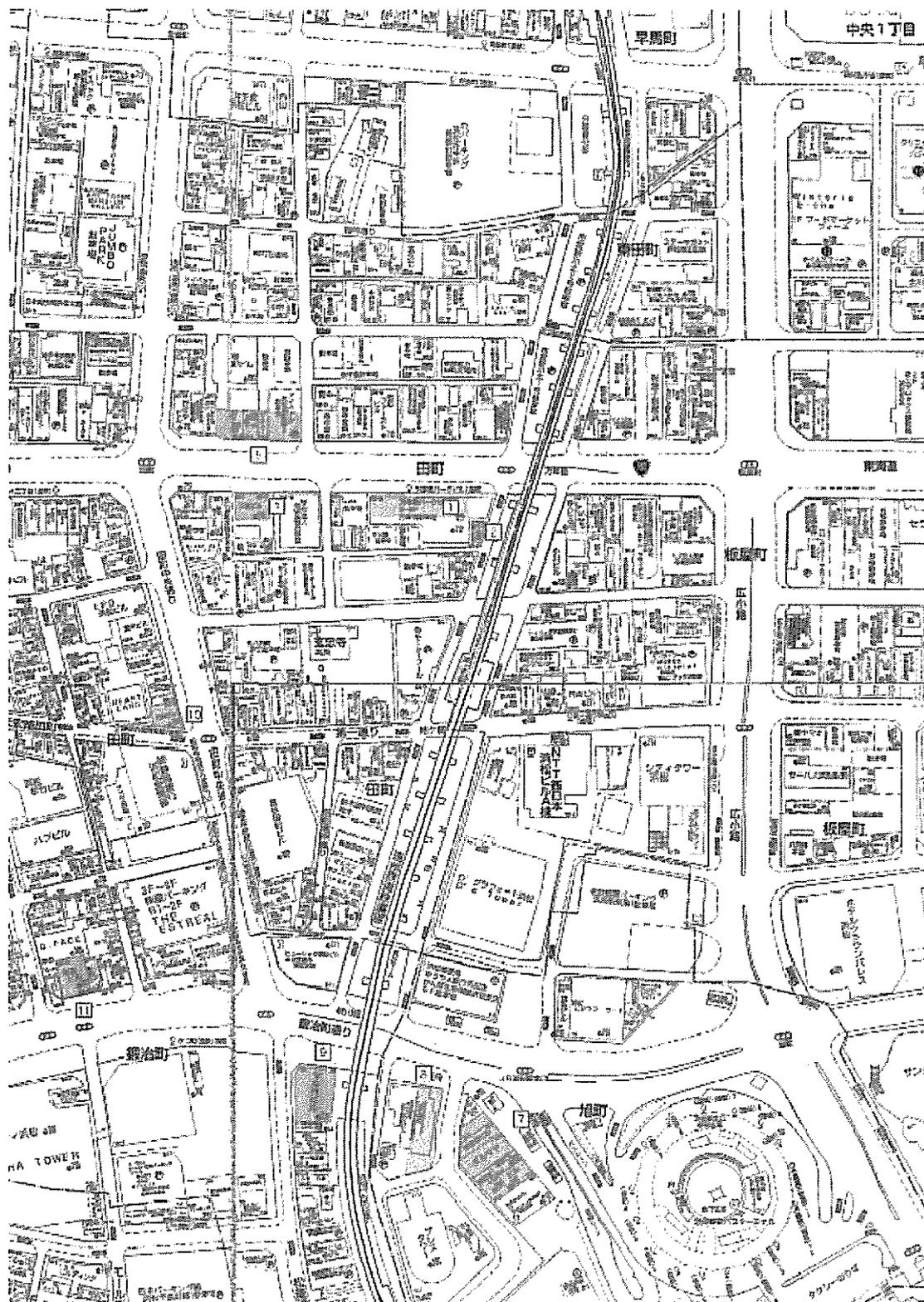


図1-9. 浜松市 田町本通り 田町中央通り 鍛冶町通り

1) 『市街地再開発事業の全記録』全国市街地再開発協会、1981

## 第2章 建物の意匠と道路の関係について

### 2-1.はじめに

本章では、沼津、清水、静岡、浜松の4都市の都市形成を踏まえ<sup>1) 2)</sup>、防火建築帯および防災建築街区における建築物を横断的に検討し、その意匠的な共通性と多様性を明らかにすることを目的とする。建築物の形状としての特徴を比較検討する。

### 2-2.既往研究

先行研究としては、沼津についての初田(2008, 2011)<sup>3)</sup>、菊池(2016)<sup>4)</sup>の研究、静岡についての田中(2013)<sup>5)</sup>、宮下ら(2013)<sup>6)</sup>の研究が挙げられるが、いずれも一都市の形成史を追ったものである。他方、浅野(2011, 2014, 2016)<sup>7)</sup>による一連の研究は戦災復興都市を比較横断的に扱ったものであるが、都市計画制度についてであり、建築物の意匠的なことを主題としたものではない。

### 2-3. 4都市の防火建築帯、防災建築街区の概要

沼津、清水、静岡、浜松における防火建築帯および防災建築街区の建設年、設計者等は表2-1のとおりである。

同時期に形成されているが、各地で状況は異なっている。沼津と静岡ではきわめて早い時期に防火建築帯が実現し、全国的にもモデルケースとしてとらえられていた<sup>8)</sup>。設計も沼津では池辺陽と今泉善一を中心とする建設工学研究会が手がけ、静岡でも市浦健、野生司義章の設計事務所と地元の針谷正作らの事務所とが協同で設計した。今泉、市浦、野生司はともに当時、不燃共同建築を全国的に主導した設計者であった。一方、浜松では地元の竹下利夫らが設計に当たった。また、清水の防災建築街区での設計者である山梨清松は丹下健三研究室の出身で地元拠点に置いていた。

沼津と静岡では防火建築帯が街路両側に連続的につくられ、静岡ではこれが延長されて防災建築街区に引き継がれた。一方、浜松では当初つくられた田町の共同建築が途切れ途切れになり防火建築帯としては不十分なものであった。浜松ではその後、防災建築街区内の建築物としていくつか認定されるが、これらも不連続で小規模な事業にとどまった。清水では認定された建築物は少ないが、清水銀座商店街では一戸建ての商店も認定された共同建築と同様の形状が通りに対してとられ、不十分なながら連続的な景観が形成された。

表2-1. 4都市の防火建築帯および防災建築街区(指定区域内で建築物が実現したもの)

都市	名称	竣工	設計(主な建築家)
沼津	本通防火建築帯	1953-54(S28-S29)	建設工学研究会(池辺協、今泉善一)
	上土通防火建築帯	1960(S35)	日本不燃建築研究所(今泉善一)
清水	清水銀座第1、第4防災建築街区	1968-69(S43-44)	山梨総合設計事務所(山梨清松)
静岡	呉服町通り防火建築帯	1956-58(S31-33)	協同建築設計事務所(市浦、野生司、針谷、福島、磯部)
	紺屋町西側防火建築街区	1968-72(S43-47)	針谷建築事務所ほか(針谷正作)
	静岡駅前防災建築街区	1964-68(S39-43)	〃
浜松	田町防火建築帯	1957-60(S32-35)	竹下一級建築士事務所(竹下利夫)
	田町南第1、第2防災建築街区	1962-64(S37-39)	鷹野工務ほか
	田町北第1、第2防災建築街区	1964(S39)	大木建築設計事務所ほか
	田町南通り防災建築街区	1966-68(S41-43)	〃
	旭町第1防災建築街区	1966-69(S41-44)	〃
	有楽街1号ブロック防災建築街区	1970(S45)	佐藤勝三建築設計コンサルタント

#### 2-4. 旧東海道沿傍の土地区画を反映した構造

各都市での防火建築帯および防災建築街区の竣工時の様子を図2-1に、位置と現存する建築物を図2-2、図2-3に示す。

いずれも旧東海道沿道あるいはその近傍に形成された町人地を基に形成された商業地で、これらの場所では所有者は変化しつつも江戸期以来の土地区画が継承され、沿道に短冊状の敷地が連続する区画となっている。沿道の間口は伝統的に商業力を表すことにつながったため、旧街道沿いの商店では間口の確保に対する主張が強かったと考えられる。

いずれの都市でも復興計画<sup>9)</sup>に基づく道路拡幅等に際して土地の減歩あるいは換地等が行われたが、基本的にはそれまでの土地区画を残したまま共同建築がつけられた。この結果、建築物としては一体であるが1階商店の間口および奥行きに応じて構造が決定され、所有区画も基本的に土地区画が上階にそのまま及ぶこととなった。



沼津、静岡、浜松：建設省『経済復興誌』6.8.9巻、1958-60より転載  
清水：市尾橋二郎、川崎文雄監修『清水いまむかし』写真集』郷土出版社、1987より転載

図2-1. 防火建築帯および防災建築街区の竣工時の様子(清水は竣工後十数年経過と推測される)

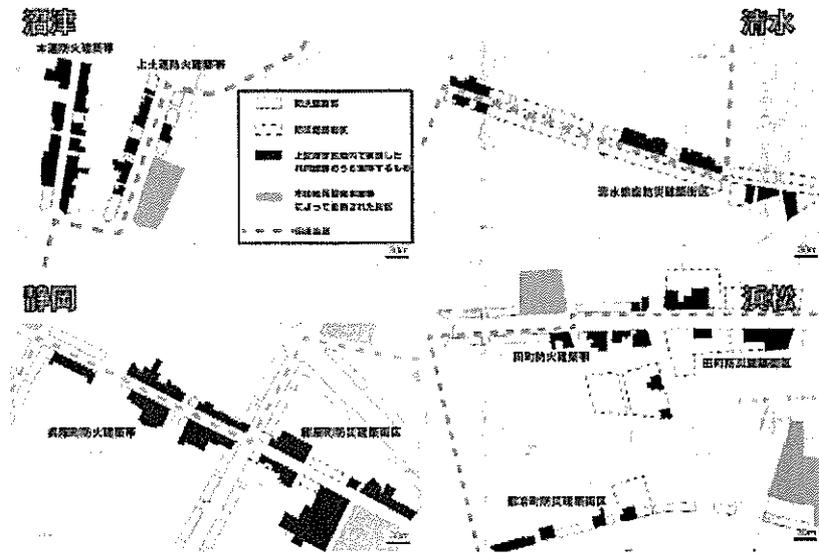


図2-2. 防火建築帯および防災建築街区の位置と現況

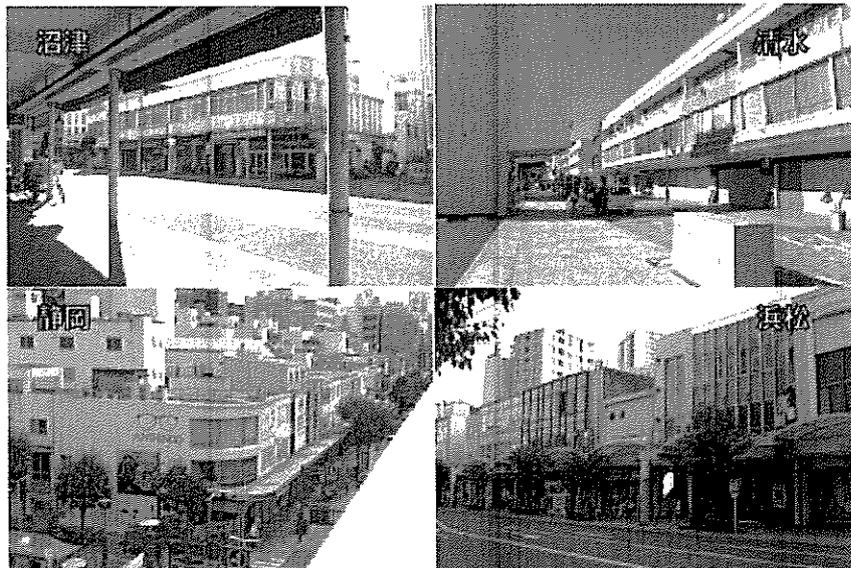


図2-3. 防火建築帯および防災建築街区の現況

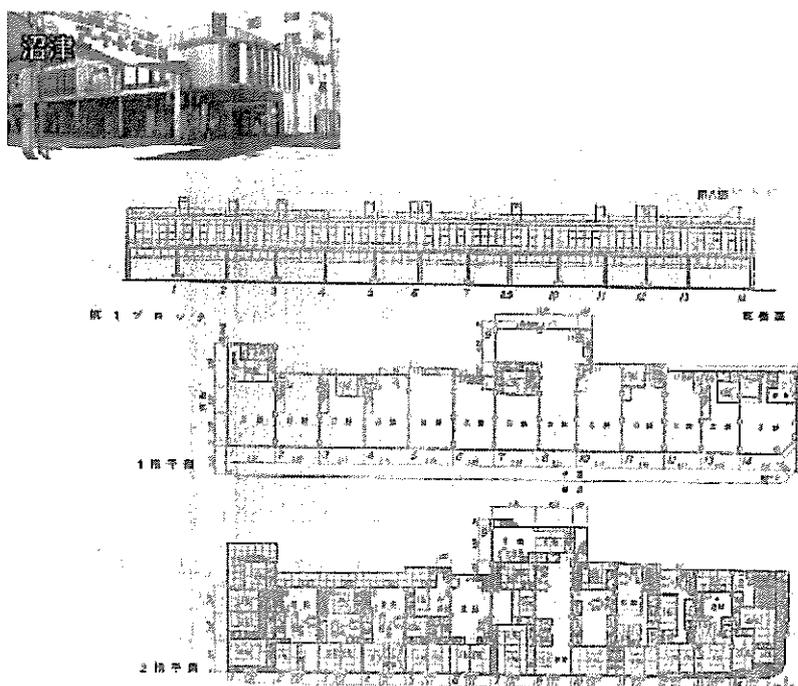
## 2-5. 不均質な平面と一体的な立面

防火建築帯および防災建築街区では、旧来の土地区画をできるだけ残しつつ共同化を行ったため、建築物は間口も奥行きもまちまちな不均質な構造体となった。しかし、共同建築の一体性や沿道の連続性を表現する意匠的な計画がなされている。特に注目されるのは、2階以上の立面において、一見均質に見える窓が不均質な構造を目立たなくすることに貢献している点である。(図2-

#### 4、図2-5)

沼津では開口部すべてをガラスとし、縦長窓が隣接する区画と連続的な意匠をなし、一体的なファサードがつくられている。静岡では横長連続窓が同様の効果を上げている。浜松では窓以外の部分もガラスにし<sup>10)</sup>、方立とサッシュが縦横に壁面を蔽っている。清水ではさらに進んで2階の大判ガラスと3階のバルコニーが横に連続し、所有区画を感じさせない意匠となっている。いずれも道路に対しての景観が意識されており、いわば不自由な平面を自由な立面がカバーしている。

沼津、清水、静岡では商店の並ぶ1階と、それ以上の階の間には区切りがあり、地上を歩く人々は2階以上の不均質さに気づきにくい。沼津と清水の場合には1階の壁面が後退し、2階以上が歩道上部を蔽ってピロティをつくっている<sup>11)</sup>。静岡の場合には1階上部に連続する庇が歩道上部を蔽っている。どちらの場合も歩道の直上の建物は眼に入らず、一体的なファサードは道路を挟んだ反対側の歩行者に向けてつくられていると解される。沿道両側に形成された建築物群ならではの特徴と見ることができ、通りを挟んで一对の景観として計画されている。



『都市不燃化運動史』都市不燃化問題、1957より転載

図2-4、沼津における平面図と立面

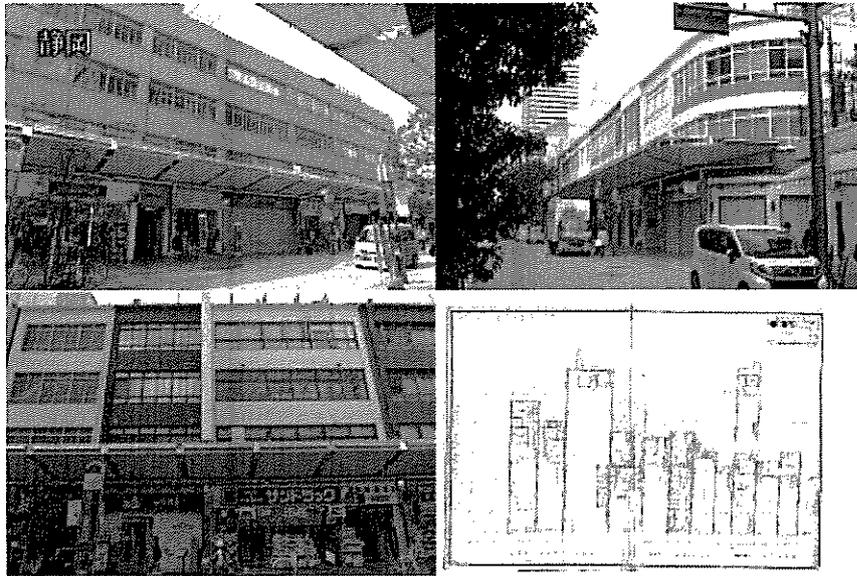


図2-5. 静岡における平面図と立面

## 2-6. 前面道路との境界

いずれの都市でも建築物群は通りと密接な関係を持っているが、前面道路の幅員や官民境界のあり方は図2-6のようにすべて異なっている。沼津の本通では20mの幅員を歩道両側3.75m、車道（2車線）12.5mで構成しているが、都市計画道路としては車道部分のみであり、歩道部分は市の普通財産として管理し、その上部に張り出した2階以上の部分は建築物所有者に貸与するかたちとなっている。本通の両端から続く道路は幅員20mの都市計画道路であり、防火建築帯の箇所だけが特殊な扱いとなっている。清水の旧東海道である銀座では約12-14m（非都市計画道路）の幅員を歩道両側約3-4m、車道（1車線）約6mで構成しているが（位置によって若干異なる）、歩道の両側2.8mは民地であり、1階の壁面が官民境界から一律に後退している。静岡の旧東海道である呉服町通りでは、15m（都市計画道路）の幅員を歩道両側4.5m、車道（1車線）6mで構成しているが（位置によって若干異なる）、歩道の両側2mは民地であり、建築物が官民境界から一律に後退している。これは呉服町通りに続く紺屋町通りでも同様である。浜松の旧東海道（現ゆりの木通り）では25m（都市計画道路）の幅員を歩道両側4.5m、車道（4車線）16mで構成している。

沼津、静岡、浜松では、いずれも当該道路の幅員は戦災復興計画に基づいて決定されたが、沼津では20m、静岡では15m、浜松では25mとされた。沼津での特殊な扱いについては、既に文献で明らかにされているが<sup>12)</sup>、この特例と引き換えに、当該地区で建築協定が結ばれ美観地区に指定されたことは強調されてよい。他方、静岡では既に1927（昭和2）年からの都市計画で国道1号線がそれまでの旧東海道（呉服町通り）からバイパス（現昭和通り）へと付け替えられ、呉服町通りは自動車幹線道路ではなくなっていた<sup>13)</sup>。さらに15mを官地11m、民地両側2mで構成しており、11mの幅員と2mの壁面後退は大火復興計画に基づいている<sup>14)</sup>。これに対し、浜松では旧東海道がそのままの位置で国道1号線となり拡幅された<sup>15)</sup>。このため静岡と浜松では旧東海道の道路幅に違いが生じることになり、その後の街の発展に大きな影響をおよぼすことになった<sup>16)</sup>。両都市では歩道幅は同じであるにも関わらず、車道幅が異なるため、沿道の一体性と歩行者の横断に明確な違いが生じている。清水では旧東海道は都市計画道路から外れたが、防災建築街区の建築

物を造成するにあたり、先行していた静岡の呉服町の事例を参考にしたという。静岡と清水でも歩道部分に民地が含まれるのはこうした経緯によると考えられる（図2-7）。

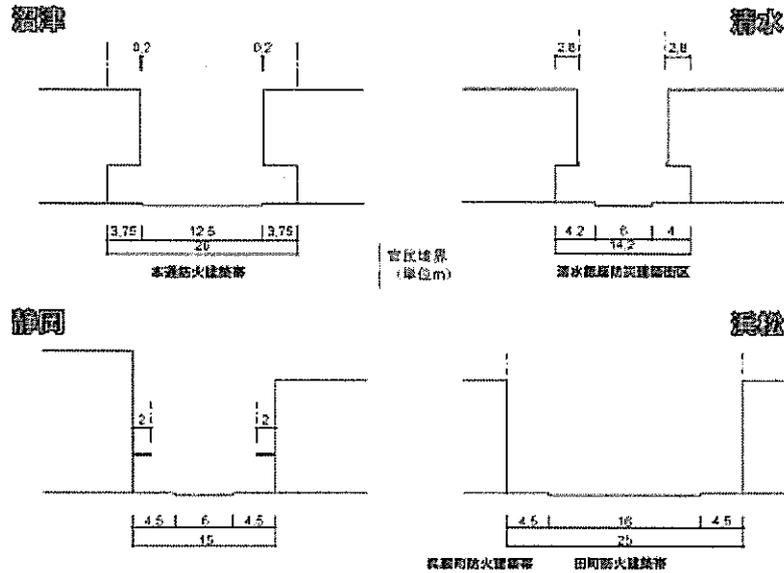


図2-6. 前面道路との関係

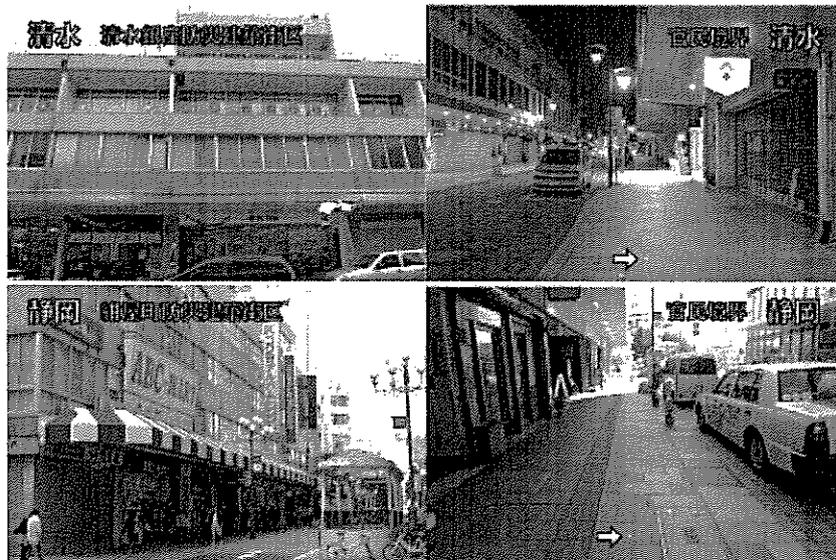


図2-7. 前面道路との境界

## 2-7. まとめ

沼津、清水、静岡、浜松の防火建築帯および防災建築街区における建築物では、江戸期以来の土地区画に基づいて、これを継承した不均質な平面構成が見られ、それをカバーするかのよう近代化的意匠、材料による立面構成が見られる。また歩道における相互関係が各都市で異なっており、公私の境界の多様なあり方が見られる。これらは前近代のシステムを残しつつ、建築物として近代化を図った事例であり、普遍性や均質性を指向した近代化のなかで、多様な具現化が試みられたことを示している。ここにおいて現代への示唆を含むと考えられる。

- 1)建設省『戦災復興誌』第6巻(都市編第3:清水)都市計画協会、1958、同第8巻(都市編第5:静岡、浜松)1960、同第9巻(都市編第6:沼津)1960、『浜松市戦災復興誌』浜松市都市計画公園部、1986
- 2)静岡県内では、これら4都市の他に熱海、富士、島田、磐田で防火建築帯および防災建築街区が形成され、特に熱海と富士では大規模に現存するが、これらの検討は別の稿に譲りたい。
- 3)初田香成「沼津本通防火建築帯について 都市不燃化運動の地方都市における事例研究」『日本建築学会学術講演梗概集』建築歴史・意匠2006、同「都市の戦後 雑踏のなかの都市計画と建築」東京大学出版会、2011
- 4)菊池潤「建築家今泉善一について 「沼津市本通り防火建築帯」を中心に」『美術運動史』153、2016、pp.1-8
- 5)田中傑「1940-60年代の静岡市中心部の再形成における戦前期都市計画との連続性・不連続性 都市計画の手法と建物再建の背景となった思想・制度に着目して」『都市計画論文集』48、日本都市計画学会、2013、pp.94-99
- 6)宮下貴裕、一ノ瀬友博、中島直人「静岡市中心部の都市改造計画における既存街路構造の評価の変遷に関する研究 「通り」を中心とした都市づくりの意識に着目して」『都市計画論文集』48、日本都市計画学会、2013、pp.489-494
- 7)浅野純一郎「地方都市の戦災復興都市計画における街路計画の立案とその特色に関する研究 戦前期の初期街路計画との比較を通して」『日本建築学会計画系論文集』667、2011、pp.1621-1630、同「地方都市の戦災復興都市計画における用途地域指定の特色に関する研究 戦前期の初期地域指定との比較を通して」『日本建築学会計画系論文集』696、2014、pp.383-392、同「戦災復興都市の高度経済成長期における市街地形成経過と当初線引き画定との関係に関する研究」『日本建築学会計画系論文集』728、2016、pp.2217-2227
- 8)沼津の例は『都市不燃化運動史』都市不燃化同盟、1957において図面入りで紹介されている。静岡では1958年、呉服町通り防火建築帯の完成に合わせて、都市不燃化全国大会第1回大会が開かれている。前掲4)に詳しい。
- 9)復興計画については、静岡と他3都市とは事情が異なる。静岡では1940(昭和15)年の大火後、復興計画が立てられ土地区画整理事業も実施に移されたが、わずかに数年後に戦災を被ったため、戦災復興計画では大火復興計画区域は除外され、両者が一体となって事実上の戦災復興計画区域となった。つまり静岡市中心部の土地区画整理は戦前および戦中の計画に依拠している。前掲6)に詳しい。
- 10)竹下利夫「ガラスの街への道」『浜松百選』1、1957で設計者が意図を語っている。
- 11)前掲11)において、浜松でも「歩道を建物の下に入れるアーケードを含んだビルにする」ことが計画されたが、実現できなかった経緯が設計者によって語られている。
- 12)前掲9)において特記されているほか、前掲2)、4)、5)にも同様の記述がある。
- 13)このことについては前掲7)に詳しい。
- 14)「静岡大火復興建築」『建築世界』1941.4。ここでは1階底高さ、2,3階窓下端等の一致、電柱埋設、街路照明の統一等、戦後に実現する計画が試みられていた。前掲6)に詳しい。
- 15)既存の商業地の道路幅には大きな抵抗があり、昭和20年代には紛争となっていたことが資料からわかる。『浜松市戦災復興誌 関連資料』浜松市、1986。
- 16)道路幅が斜線制限を規定するため沿道建築物の高さ、規模も変化する。これについては、静岡では大火復興計画で江戸期以来の街区を半分に分る背割り道路が通され、街区の単位が小さくなったことも影響している。

図表出典

表1:注記に掲げた文献の他、以下の資料より作成。竣工年は一部推測を含む。『静岡 昭和33年版市勢要覧』静岡市、1958、「呉服町二丁目名店街ビル第二期工事」パンフレット、静岡県住宅公社、『浜松市史 新編史料編』5,6、浜松市、2008,2010

図1:沼津、静岡、浜松:建設省『戦災復興誌』6,8,9巻、1958-60より転載

清水:市毛陽二郎、川崎文昭監修『清水いまむかし:写真集』郷土出版社、1987より転載

図2:各市の1/2500地形図に加工

図3:筆者撮影

図4:筆者撮影および『都市不燃化運動史』都市不燃化同盟、1957より転載

図5:筆者撮影および「呉二五班南防火建築新築工事設計図」市浦建築事務所、針谷建築事務所、磯部建築事務所、福嶋建築事務所、昭和31年

図6:筆者作成

図7:筆者撮影

### 第3章 区画の変遷について

#### 3-1. はじめに

本章では、防火建築帯および防災建築街区の区画に着目し、時代を経る毎に、その形状等がどのように変化してきたのかを把握することで、防火建築帯および防災建築街区の都市史的な意味について把握することを目的とする。既往研究のうち区画の変遷について、愛知県犬山市における菅沼・川端らの研究<sup>1)</sup>がある。

表3-1. 静岡市および浜松市に現存する防災建築街区リスト（一部確認中の建物を含む）

市	防災建築街区名	街区面積	防災建築街区構成街区名	ビル名	所在地	敷地面積	建築面積	延べ面積	階数(地上/地下)	権利者数	竣工年度
静岡市	紺屋町西側	15,000	紺屋町西側1	紺屋町中央ビル	紺屋町	2,908	2,422	19,607	10/1	10	43~47
			紺屋町西側2	ゴールデンビル後中茶ビル	紺屋町	4,474	4,161	32,182	8/1	6	44~45
			紺屋町西側3	紺屋町共同ビル	紺屋町	2,925	2,552	14,377	8/1	7	43~45
	紺屋町東	22,700	紺屋町東1	駅前ビル	紺屋町	1,642	1,385	9,616	7/1	9	40~41
			紺屋町東2	ゴールデンビル紺屋1ビル	紺屋町	642	535	3,520	5/1	7	39
			紺屋町東3	紺屋町ビル	紺屋町	1,426	1,290	8,163	8/1	9	42~43
浜松市	田町南第1	3,000	田町南第1	万年松ビル	田町10	620	434	1,240	3/0	7	36~37
	田町南第2	3,400	田町南第2	マルニクストアービル	田町1	135	137	870	5/1	1	36~39
	田町北第1	2,500	田町北第1	三原共済ビル	田町34	701	232	469	2/0	4	37~38
	田町北第2	4,000	田町北第2	田町北第2共同ビル	田町151外	1,168	721	2,067	2~4/0	7	35~39
	浜町第1	6,400	浜町第1	田町北第1共同ビル	田町122外	644	389	1,619	3/0~5/1	4	37~39
				オープンビル	起町15~6	611	567	4,987	6/2	8	37~41
	田町南通り	3,000	田町南通り	共同ビル	浜町9外	826	751	4,789	3/1	6	37~41
	有楽町1号ブロック街区	2,000	有楽町1号ブロック	茶屋ビル	起町12	261	162	1,381	6/1	1	37~44
夏友ビル				田町25J	682	316	1,076	4/0	5	41	
				ドモビル	田町142外	152	144	1,032	6/1	1	41~43
				茶屋ビル	浜町22D	761	722	4,660	6/1	4	43~45

#### 3-2. 研究の方法

本稿の調査対象都市は静岡市と浜松市とする。静岡市、浜松市ともに、防火建築帯、防災建築街区が現存する都市であり、また、城下町、戦災復興都市、政令指定都市という共通性がある。一方で、都市の賑わいの観点では、駅前から数街区先まで賑わいが続く静岡市中心市街地<sup>2)</sup>と、駅前の商業施設を通り抜けると閑散となる浜松市中心市街地とで、その印象は大きく異なる<sup>3)</sup>。以下、具体的な手順を示す。1) 各都市において、まず、調査対象の防火建築帯、防災建築街区の位置と現存状況を把握し、概要として、街区名、建物名、所在地、建築面積、延べ面積、階数、用途、設計事務所、権利者数、施工年度、を整理した<sup>4)</sup>。2) 防火建築帯の建設以前の旧公図（明治発行）または地番入りの地図により、調査対象地区の区画の変化を把握する<sup>5)</sup>。3) 次に防災建築街区が建設された後の、マイラー図（昭和50年頃発行）により調査対象地区の区画を把握する。4) 公図（2017年発）により現在の区画の変化を把握する。5) 各都市別、各時代別に、区画の形状等の変化を比較、整理し、現存する建物の都市史的な位置付けを考察する。

#### 3-3. 防火建築帯、防災建築街区の現存状況

##### 1) 静岡市における防火建築帯、防災建築街区の現存状況

静岡市における調査対象地区はJR静岡駅北口から北西に続く呉服町通り沿いの街区のうち、西端近くの田中屋（現伊勢丹）より東側とする（図3-1、表2-2）。呉服町通りと直行する江川町通りより西側（呉服町）の沿道に防火建築帯（昭和33年ほか）が、東側（紺屋町）の沿道に防災建築街区が建設された。現在、[紺5]の再開発地区を除き、防火建築帯、防災建築街区とも、ほぼまとまった帯状のかたちで現存している。なお、便宜的に呉服町の街区を[呉1~6]、紺屋町の街区を

[紺1～6] と呼ぶこととする。



図3-1. 静岡市に現存する防火建築帯および防災建築街区

## 2) 浜松市における防火建築帯、防災建築街区の現存状況

浜松市における調査対象地区はJR浜松駅北口から北西側に位置する、旭町、鍛冶町、田町の街区とし、それぞれ [旭1, 2][鍛1, 2][田1～8] と呼ぶ (図3-2, 表2-1)。防火建築帯は、[田1, 2, 4, 8] に、防災建築街区は[田3, 5, 6, 7][鍛1, 2][旭2] に現存している。[旭2] は宿泊施設として、[田1] は商業施設として、建て替えられている。

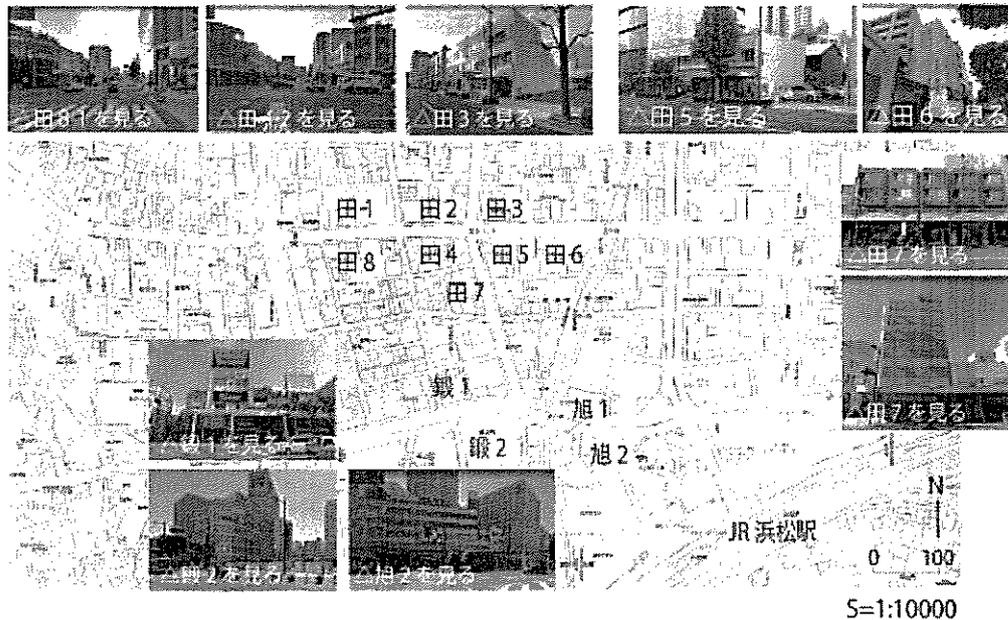


図3-2. 浜松市に現存する防火建築帯および防災建築街区

### 3-4. 静岡市における区画の変遷

#### 1) 建設以前の区画

昭和2年発行の大日本職業別明細圖に、3.1で定めた名称をプロットした(図3-3)。駿府城築城時の町割(1辺約100mのグリッド)を踏襲した静岡の市街地の構成として、呉服町通りに沿って短冊形の区画が並ぶ様子が確認できる([呉1~6][紺1, 3, 5])。[紺1~6]は街区の形状や道路の付き方が現状とだいぶ異なる。

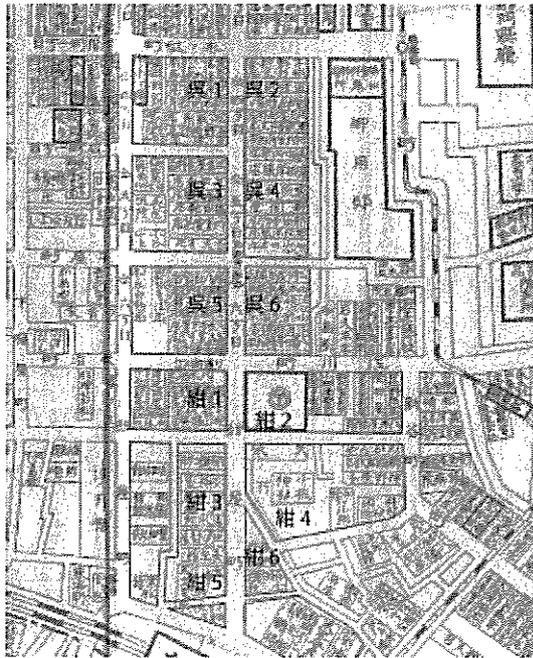


図3-3. 建設前(昭和2年)の区画

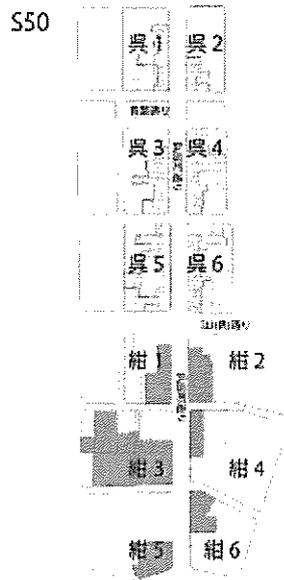


図3-4. 建設後の区画

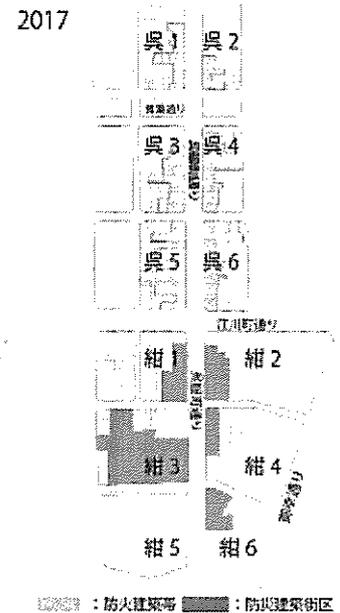


図3-5. 現在(2017年)の区画

#### 2) 建設後、昭和50年頃の区画

昭和50年に発行のマイラー図によれば、呉服町通りに沿って短冊形の敷地が並ぶという法則は踏襲されている(図3-4)。建設された建物は、各街区で1棟の帯状の建物であるが、隣地境界線上に共有壁が配置され、3間ごとに店舗が連続する町の構成を踏襲している。建物は、街路側の壁面線は揃っているものの、背面ではデコボコした平面形をとる。一方で、[呉1, 3, 5][紺1]では街区の中央に東西方向に走る道路を設けた、いわゆる背割りがなされている。あわせて、戦災復興事業計画に伴って、昭和23年、[呉1]と[呉3]の間に青葉通りが設けられた。逆に、[紺3, 5]では中央の道路を無くし、100mグリッドに揃えるかたちで区画の形状が変化している。また、[紺2, 4, 6]はJR静岡駅から官庁街の追手町方面を結ぶ御幸通りの整備に伴い、区画の形状が変化している。

#### 3) 2017年の区画

基本的には昭和50年の区画形状を踏襲している(図3-5)。「紺5」は、2010年に再開発が行われ下駄履き+タワー型の高層建築に建て替えられた<sup>注6</sup>。再開発にあたり、合筆され「紺5」内の各敷地の区画形状は大きく変化している。つまり、店舗が軒を連ねる構成が再開発により失われてい

ると言える。また、[紺5]の再開発建物はセットバックしている為、足下に立つと[紺3]の建物との壁面線のズレを認識できる。

#### 4) 小結

以上より、呉服町通り沿いに建つ防火建築帯、防災建築街区のそれぞれの建物は、1街区（[紺5]）を除き、間口3間程度の店舗が軒を連ねる江戸期以来の歴史的な都市の構成をトレースするように、一棟でありながらも共有壁が連続する構成をとっているといえる。

呉服町の防火建築帯の建設時の主旨として、近傍の百貨店である田中屋（現伊勢丹）に対抗して「横のデパート」をつくるという目標を掲げていたが、路面店を連続させる構成の選択が現在の賑わいの創出に貢献していると考えられる。さらに、賑わいのもう一つの要因として、車道を一方通行にして十分な歩道を確保したことに加え、背割りによって斜線制限がかかり、沿道沿いの建物高さが中・低層におさえられていることも関係していると考えられる。

### 3-5. 浜松市における区画の変遷

#### 1) 建設以前の区画

大正7年発行の大日本職業別明細圖に、3.2で設定した名称をプロットした（図3-6）。近世城下町において付け替えられた東海道沿いの[田1~6,8]には、短冊状の区画が並んでいる。[田7]には間口として短冊形の区画が7~8ヶ程入る比較的大きな区画がある。地名として「田町南裏」と記載され、主要街路の裏手であったことが伺える。[鍛1]は比較的大きく、変形の敷地が並ぶ。[鍛2][旭1,2]は変形の島状の街区形状であるが、南北を流れる水路（新川）沿いの敷地であったことが読み取れる。地名として「後道裏」とある。南北方向の街路に沿って区画が並ぶが、その形状は一律ではない。

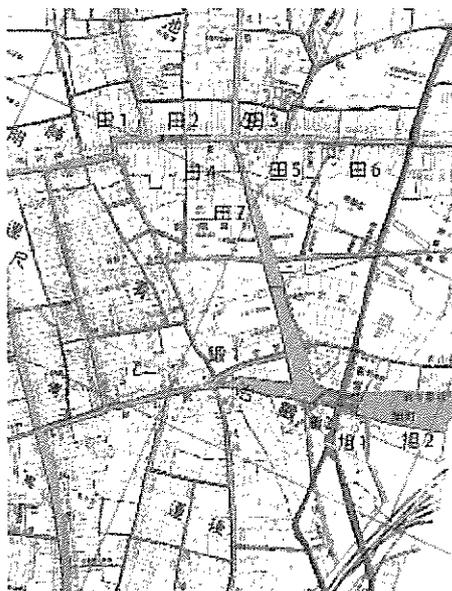


図3-6. 建設前（T8年）の区画

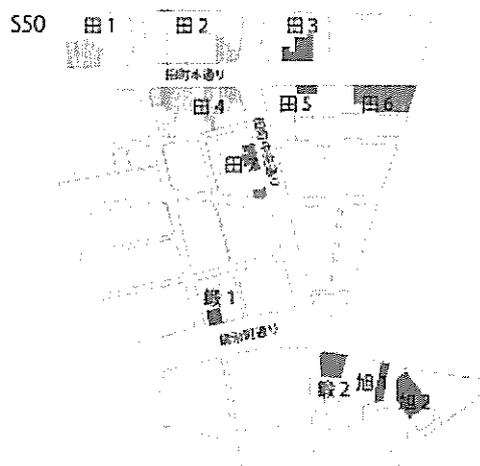


図3-7. 建設後（S50年）の区画

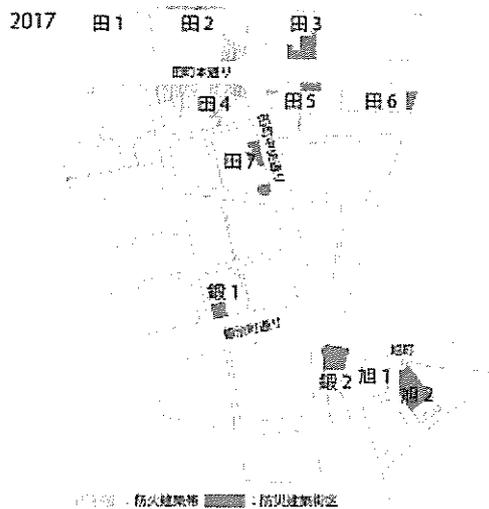


図3-8. 現在（2017年）の区画

## 2) 建設後、昭和 50 年頃の区画

昭和 50 年頃発行のマイラー図によれば、東海道（田町本通り）沿いに短冊形の敷地が並ぶ構成は踏襲されており、[田1, 2, 4] に防火建築帯が、[田 3, 5, 6] に防災建築街区が建設されている（図3-7）。さらに、[田7][鍛1,2][旭1, 2]にも防災建築街区が建設されている。[田7][鍛 1]とも前面道路に沿って短冊形の区画が並んでいる。[田1,2,3]の北側、[田8,4,5,6]の南側の道路境界線が新たに設定されており、区画の形状が大きく変化している。[田7]も田町中央通りの道路境界線は維持しつつ、北、西、南面の道路境界の位置は大きく変化している。[鍛1]も同様に鍛治町通り側の道路境界線は維持しつつ、背後の道路境界線は大きく変化している。[鍛2][旭1]は大正期の痕跡を確認することができる。[旭2]は大正期の形状を 45 度程度、回転させたかのような区画となっている<sup>注7</sup>。

## 3) 2017 年の区画

[田1~6]では、東海道（田町本通り）沿いに短冊形の区画が並ぶという構成は踏襲されている（図3-8）。その中で、[田1,5]の防災建築街区が建て替えられているが、公図では合筆されていることが読み取れなかった<sup>注8</sup>。[旭1]は、防災建築街区の建物が建っていたが、建て替えられている。

## 4) 小結

浜松においては、防火建築帯はほぼ帯状に建設された<sup>注9</sup>（図3-9）一方で、防災建築街区は点状に建設されており、静岡とは対照的な建ち方であった。東海道（田町本通り）に沿って、戦災復興を継起とした都市計画道路の設定や、防火地域の指定など、市中心部の都市計画変革期を経る中で、浜松では事業者と住民の調整に長い時間を有し、多くが実行されていない<sup>注10</sup>。このことがペンシルビル型の建物が点在する結果に繋がり、連続性に欠ける景観となっていくと思われる。

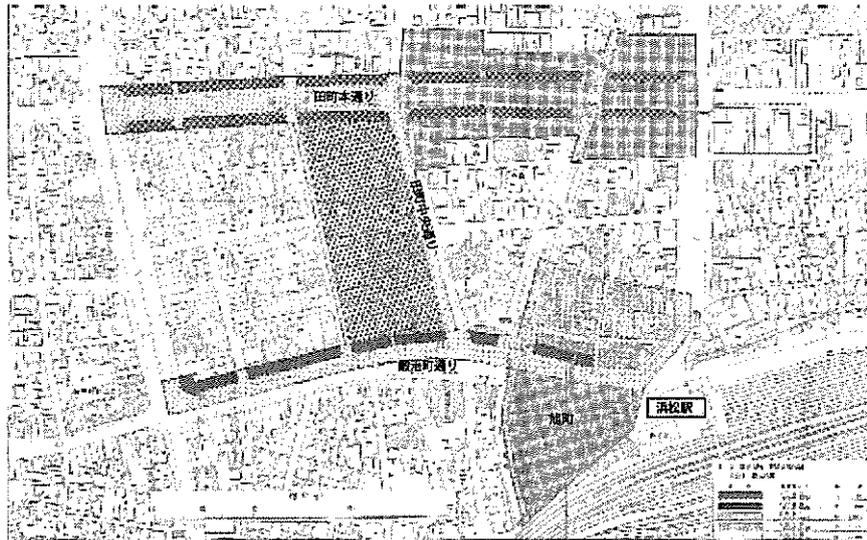


図3-9. 戦災復興における浜松市の防火地域指定

### 3-6. まとめ

本研究では、静岡市と浜松市を取り上げ、防火建築帯、防災建築街区の現存する街区に着目し、その区画の歴史的な変遷を比較することで、これらの建物が歴史的な都市の構成を継承する特徴を持つことを確認した。どちらの対象地区もそれぞれの都市において最期に防火地域が指定され、それが実行された地区<sup>注11</sup>、<sup>注12</sup>であるが、計画が帯状にまとまった形で実現された静岡市と、街区によってばらつきのある浜松市の差があるなかで、今後は、都市の持続性を考慮した更新手法として、ストック活用または建て替えモデルの提示による検討を行っていくつもりである。

#### 注釈

- 注1. 菅沼昂志, 川端一輝, 柳沢究, 犬山下本町における地割りの変遷と下本町防災ビルの建設 犬山下本町における防災建築街区の特徴と再生に関する研究 その2, 日本建築学会学術講演梗概集, pp.171-172, 2016.8
- 注2. 静岡商工会議所が実施した「平成28年度静岡・清水地域 中心市街地 通行量調査結果」によると、[具1]13363人、[具5]19426人、[紺5]10116人、[紺1]16163人という結果が出ている。なお、平成28年11月27日(日)、10時~17時、天気:雨時々曇り、小学生以上の歩行者という条件であった。http://www.shizuoka-cci.or.jp/commerce/purchase\_trend.html
- 注3. 浜松市が実施した「平成28年度 浜松市中心市街地歩行量調査結果」によると、[田8]3,456人、[鍛1]5169人、[旭1]8,678人という結果が出ている。なお、平成28年10月23日(日)、午前10時~午後8時、天候:くもり、中学生以上の歩行者、という条件であった。http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/sangyoshinko/hokouryo/hokouryo28.html
- 注4. 概要データには、「全国市街地再開発協会,日本の都市再開発史,1991」を用いた。
- 注5. 静岡については、「大日本職業別明細圖之内信用案内 静岡編,東京交通社,昭和2年5月」を、浜松については、「中根樓,浜松市大地図 大正七年調整編纂図 復刻版,社団法人浜松市史跡調査顕彰会,大正7年6月」を用いた。
- 注6. 1990年より20年をかけて地権者13名の勉強会を経て2010年に竣工した。規模は地下2階、地上25階建、高さ125m。
- 注7. 近傍は鉄道用地となっており、駅前の動線空間を確保するために、換地として元の街区を回転させたことも考えられるが定かではない。
- 注8. 2017年11月に取得した公園において、地図に準ずる図面が昭和58年(1983年)作成と記載されており、再開発の竣工年より前のものであった。そのため、[田1.6]で合筆の表記がなされていないと思われる。
- 注9. 広報はままつ,第74号,浜松市,昭和32年11月5日によれば、「防火建築帯できる」と題した記事で、「田町西部商店街の建設工事が終わり、…国道沿いの大映劇場前から東へおよそ百米、南側14軒と北側十軒の店は全部鉄筋コンクリート建三、四階という浜松随一の豪勢な連鎖式建造物で町の様相は一変しました。」とある。
- 注10. 浜松市における、田町本通り、鍛冶町通りの防火建築帯は、昭和36年1月にかけて竣工しているが、これらは昭和21年から始まった戦災復興都市区画整理事業と連動して実施された。「浜松市史 五,p.38,浜松市,平成28年3月」によれば、浜松市では当初892万㎡の計画に対して、住民の反対により184万㎡に縮小された、とある。
- 注11. 「静岡市の都市計画 資料編,静岡市都市計画課,平成28年3月31日」によれば、静岡市・呉服町通りは、昭27.9.20 建第1235号として、繁華街の七間町通りとあわせて静岡市で最初期の防火地域に指定されている。

注12.「都市の施設計画 そのあゆみ、浜松市都市計画部都市計画課，昭和 50 年 3 月」によれば、浜松市・田町本通りは、S31.4.9 建告第 601 号として、浜松市内で最初期に防火地域に指定されていることがわかる。続いて、鍛冶町通りは S34.8.13 建告第 1512 号として 2 番目に、旭町は S36.9.1 建告第 1945 号として 3 番目に、田町中央通りは S40.7.15 建告第 1839 号として 4 番目に防火地域に指定されている。

## 第4章 前現代都市の美学的評価について

### 4-1. はじめに

本章では特に環境美学の観点から、防災建築街区を念頭に「前現代都市」<sup>21)</sup>の建築遺産に関して、その評価指標を提供することを目的とする。18世紀以来美学 (Aesthetics) は芸術哲学とフレーミングされた自然美を中心に展開しながらも、一方で美と芸術の分断を推進してきた。しかし近年語義 (L. *Aisthesis*) どおりに<sup>22)</sup>感性論として再定義され、分析対象を文化事象全般、風景や環境、日常の実践へ広げつつある。こうした新しい美学は、額縁や台座などで周囲の日常から切り離された作品を対象を限らず、むしろ主体を取り囲むような存在を対象とし、包括的な視野をとる。ただし本論では、鑑賞者の対象への全的な関与=没入の経験を求め、環境を対象として切り取ることを拒む後述の美学者バリエーションのような態度を採らない。

防火建築帯と防災建築街区は建築としての作品性を問われることなく、モダニズムが国内商業地区の典型的な店舗付住宅群に応用された一つの類型として把握されている。本論も都市の日常風景からそれらの特徴を美的に切り取るものであって、それらを芸術作品として格付けすることを意図していない (否定もしない)。それらは現代都市景観に埋没するかのようだが、少なくとも竣工時、建物は素材の点で際立つ存在だったはずである。設計者や行政、防災建築造成組合も当然美観への配慮を考える<sup>23)</sup>。にもかかわらず作品性を云々されなかったのは、一つは建物の平面形状の匿名的な成立過程に起因するだろう。本論はまずそれら防火建築帯と防災建築街区の建物が帯びる性質を建築学の視野から記述する。ついで美学の議論の枠組みをそれら建物に向けてアレンジする。

なお、ある対象を美的対象とするには、社会、文化、慣習などに基づき、美的反応を引き起こすように対象に関する知覚を組織化するという美的フレーミングが必要である<sup>24)</sup>。本論は芸術とは考えられていない建築物に美的評価を行う際の方法論を問題にしており、もし成功すれば美的フレーミングに与することになる。一方で対象の建物は、スペックの問題や立地条件から空き家になったり、耐震性や経済性の観点から (共同建築の改築の困難さから塩漬けになる場合が多いとはいえ) 改築・再開発の標的になったりする。そうした建物を擁護するにはあるタイプの倫理性が伴うべきであるが、擁護の是非は、最終的には当該建物あるいは建築全般に関わる人々において信念体系 (価値観) がいかに共有されるかにかかっている。本論にこうした信念体系を主題的に論じる余裕はないが、現代におけるその変化の予兆に最後に触れる。

#### 4-2. 「生活景」——当該建物の記述

後藤春彦<sup>265)</sup>は、景観の〈地〉を意識化することで、帰属意識をもつ住民の自治に基づき居住環境を保全・向上すべく、歴史の蓄積と地域の文化を包含した「生活景」概念を提唱する。これは匿名的に自生した土着の固有種であり、地域の相互依存関係の下に成立する (anonymous, spontaneous, vernacular, indigenous, interdependence) ため、個々の要素を消してもすべてが破壊されはせず、住民は変化に却って気付きにくいという。この提唱を裏打ちする危機として、後藤は土地の共同所有・利用が失われ細分私有化が進み、地域の個性との関係を失った戦後都市を挙げている。

防火建築帯と防災建築街区は、実際に携わった人物の知名度とは裏腹に作品性を強調されてこなかったが、これには携わった人物<sup>266)</sup>の集団制作をよしとする思想ばかりでなく、防災建築街区では組合結成を前提とするなど、共同性や相互依存性が強調されやすい制度設計も要因としてあげられよう。それ以降の再開発と異なり、建物の形状にも細分化した土地所有がそのまま責任範囲として具現化しており、それらが集合して一棟をなしている。つまり建物の平面形状が各戸の土地所有区分、および各区画において公道から確保される建蔽率という割合の問題でほとんど決定され、設計者の工夫の余地が限定された点も、こうした建物の設計が匿名的である一因である。第3章で明らかにした土地所有区分と建物平面形状の歴史的連続性は、こうした責任範囲の前近代から「前現代」への土着的な継承であった。また、もとより開発には各土地所有者の造成組合への加入と決議という自発性が前提されている。区画の境界上では主に壁か昇降口が共有されたし、そうした装置を支える高価なRC造を共同出資に補助金を加えて導入している。さらに静岡県内では所有境界を越えて建物内に共同管理階を広くとった事例があり<sup>267)</sup>、建物、テナント、ひいては街路を維持する試みとなっている。

第2章で明らかにしたとおり、所有地の公私区分を越えて建物1階部分をセットバックした事例を県内にみることができる。防火、ビル経営の安定化、道路拡幅といった集団的な解決が求められる課題に、防火建築帯と防災建築街区の建物は堅実に対処してきたと評価できる。また所有地の公私区分と建物セットバックの関係が沼津と静岡市で異なっていることから、防火建築帯と防災建築街区の建物は現代において類型として把握されているものの、個別には各市で練られた固有の解決策に基づいて当時設計されたことが窺える。沼津で公有地上にはみだした「有階アーケード」は、既存の防火建築として建てられた4階建百貨店の移転が困難だったため、その条件下で道路幅員を確保すべく生じた方策のようである<sup>268)</sup>。防火建築帯ではスチールサッシ、防災建築街区ではアルミサッシの水平連続窓や、施釉タイル・アルミパネルの使用などがファサードによる特徴的な群造形として全国的に見られ、これが近代的な美観（「善美をつくした集団な統一建築」<sup>269)</sup>）として強調された。しかし建築学の立場か

らは平面・断面の検討を通じて、個別の区画の特徴（第3章）、および各都市独自の道路幅員の確保策（第2章）が浮上する。ここに「前現代」の各都市の個性を保つことになったと主張できる。

以上から防火建築帯と防災建築街区の建物に関して、後藤らの概念の適用を通じて、住民の自治、歴史の蓄積や地域の文化といった要素を確認できた。次項でそれらに適用可能な美学の枠組みを検討する。

#### 4-3. 「日常」——評価の枠組み 1

美学者レディは日常性の美学という近年の傾向に対して、通常経験できる日常生活と、特別に経験される日常生活を扱う美学（the aesthetics of everyday life (extra-)ordinarily experienced）は異なるべきかどうかというトピックを挙げている<sup>注10</sup>。レディはこのトピックに結論を与えず、概念が緊張を孕んでいると落着させるにとどまるが、この指摘は防火建築帯と防災建築街区の建物に対する視点の設定に関係する。はたして現代の我々が見るように、これらの建物は当時から平凡な景観の一部に溶け込んでいたのだろうか。

静岡県内のこれらの建物には様々に趣向を凝らした竣工記念パンフレットがあり、事業計画表や資金計画表はもとより、平面図や断面図、配置図を載せるなど建築設計に立ち入ったもの<sup>注11</sup>も、表紙に立面パースをあしらったもの（図4-1）<sup>注12</sup>もある。県外には200頁を越す記念誌を制作した松本市<sup>注13</sup>のような事例もある。防災目的の補助金がついた背景から考えても、事業以前の同街区を比較した写真（図4-2）<sup>注14</sup>からも、竣工時賑々しく装飾された式典時の写真（図4-3）<sup>注15</sup>からも、これらの建物は白く輝く、あるいはカンヴァスとして看板やディスプレイによる多彩色が配置される特別な存在であり、周囲の黒みを帯びた木造建物から際立ったはずである。

これらの建物は例えば沼津の事例であれば富士市に対抗し、県東部に各店の商圈を拡げる契機となった<sup>注16</sup>。このことは建物所有者、街区や近隣の居住者ばかりでなく、現代の想像以上に広範囲から集まった客がいたことを証す。毎日訪れるわけではない特別なまちで買い物

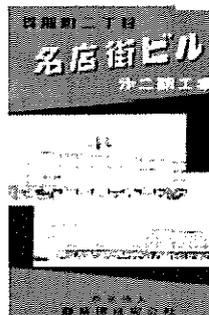


図4-1. パースを載せた表紙：静岡市呉服町



図4-2. 新旧比較：富士市吉原本町

をするという彼らの文脈において、これらの建物はますます特別な存在であっただろう。これらの建物の静岡市内における立地は「おまち」と呼ばれ、浜松市内における立地は洋服屋が立ち並ぶおしゃれな街と認識されていた。

また防災建築街区に限れば、全国341街区中45街区が県内に分布していることは、確かに交通網の充実や東名間における工業立地の隆盛を反映した当時の静岡県の趨勢を物語る。しかし、それが県内6都市<sup>217)</sup>にのみ分布していることに鑑みると、たとえ類型は全国的に展開したとしても、類型を採り入れる決断をなし得た都市は比較的稀だったと言える。建物そのものも、当該の商店街の存在も、当時の人々にとってなんら平凡ではなかったものと考えられる。

すなわち、防火建築帯と防災建築街区の建物は、建築の立場からは匿名的とされがちであり、現代の視点から凡庸な都市風景の一部に思われがちではある。しかし当時の店主たちが造成組合を一部の都市で自主的に組織できた背景には、地域の商業的中心を自任する当該地域による、商圈の拡大という意図があった。そうした土着の検討過程から建物は固有の形状を示すに至る。その過程では街区内、街区と前面道路、商業の中心と商圈といった関係が考慮されただろう。結果生じたファサードの統一性が〈地〉として都市景観の主体を構成したため、新幹線で通りがかる現代の我々調査者には通常経験される日常風景と映るものの、もとは百貨店と同様のよそ行きの経験対象だったはずである。なぜよそ行きの経験は時代を経て日常風景へと色褪せていったのだろうか。

#### 4-4. 「社会」——評価の枠組み2

そこで美学者バーリアント<sup>218)</sup>が社会美学 (Social Aesthetics) を提案していることを取りあげたい。美学は主観的かつ個人的な性質を帯びる感性を扱ってきたが、制作者にせよ鑑賞者にせよ、美的経験には社会環境という契機が必然的に伴う。芸術作品として社会や制作経緯といった背景的な情報から切り離された評価を下してきた従来の美学に対して、文脈を考慮した美学には次の要素が考えられるという。受容 (Acceptance) は鑑賞対象をいわゆる

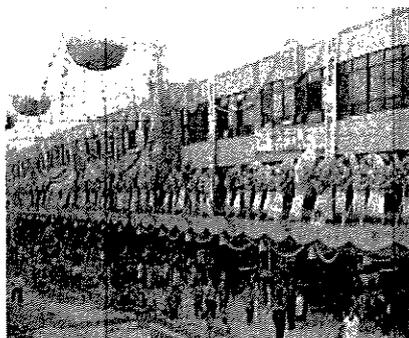


図4-3 竣工記念 静岡市呉服町

純粋芸術に限定せずに広く受容する態度である。知覚 (Perception) は18世紀中葉に美学が哲学から分岐した際の鍵概念で、身体的諸感覚を統括して教育、文化の制度や実践などに影響されながら成立するものである。官能性 (Sensuousness) は、伝統的に重視されてきた遠隔作用である視覚と聴覚のみならず、皮膚感覚まで含めて感覚の総体を捉えた用語である。発見 (Discovery) は、知覚に大きな負担をかけないため認知が慣習化してしまったものではない要素を、それだからこそ美的に捉える事態を指す。受容の後に美的知覚が官能性をもって新たな経験対象に焦点を絞ることで、新たな思考やイメージ連関が生まれる。以上の概念は美的経験の成立要因と言えよう。

美的経験に作品と鑑賞者との隔絶 (距離、無関心性) を要請してきた従来の美学の枠組みに反して、バリエーションは次の諸性質を強調する。一回性 (Uniqueness) は経験ごとの固有性を指す。相互性 (Reciprocity) は鑑賞対象と鑑賞者、上記の各要素間などの相互作用の重要性を掲げる語である。連続性 (Continuity) は鑑賞対象と鑑賞者などの境界線が溶解するという原初的な美的経験の場を形容している。以上の諸性質を彼は (特に鑑賞者の) 関与 (Engagement)、没入の経験として集約する。美的経験は日常の様々な場面に様々な程度と優劣関係で多様な姿 (Multiplicity) をもって遍在する。これらの要素を表現、描写、形式、感情といった要素に収斂させず、総体的に捉えることを美学の役割とする。社会美学は以上の9概念によって構成される、従来の美学の枠組みを超えた前提の下で構想される。

バリエーションによれば、建築物は自己充足的なものではなく人間活動の場であるため、近隣全体に自らの性質を投げかける。建築を物理的な構造物としてではなく、社会や環境の組織体における一つのわざ (art) として理解する必要性が生じる。これは絵画や彫刻などに比べ、状況に左右されるため、新たな種類の美学たる社会美学を要請する。人間の存在や多様な要因を考慮する必要から、社会美学は環境美学の一種と位置づけられる。そこでは状況そのものが評価の対象となり、人の振る舞いが状況の質を増進する。

建築保存には「希少性があること、典型的な存在であること、芸術性が高いこと、歴史性に富む」ことが理由として一般に挙げられる<sup>219)</sup>。これに加えて、都市景観上の特質<sup>220)</sup>、記憶の共有 (親しみ)<sup>221)</sup>なども理由に挙げられるだろう。もし防火建築帯や防災建築街区の建物を使い続け、都市中心部の活性化に結び付けたいという場合、議論は物理的な建物にとどまらず、都市景観を構成する群としての存在様態、またその建物を取り巻く人々の記憶に踏み込む必要がある。これらの建物では特にファサードの連続性に外見的特徴があるものの、その連続性が一部の解体で損なわれても、アーケードの存在などで一般には気付きにくい。またバリエーションが言うほど、これらの建物を訪れた買い物客が没入の経験をしているとは考えにくく、むしろ移り気な遊歩者としての側面を考えるべきではある。しかし本論図版に現れる竣工前後の人々の建物に対する関心の強さは、非専門家も含めて建物という存在に文

字通り全的な関与が行われたことを示唆している。興廃著しい大型商業施設の進出やネット売買により商圈を狭め、周辺住民の日常に溶け込んだ買い物経験に収斂していくと、建物の経験はパーリアントがいう受容の態度や発見の契機に結びつきにくくなる。

#### 4-5.現代の介入と素材

近年これらの建物ではリノベーション・コンヴァージョンによる介入が行われる<sup>注22)</sup>。その際、内外装素材には建物建造時の書き込みも見える打ち放しやブロック露し、また木や黒板の導入が多い。塗装も薄く素材が見える程度に留める場合もある。介入時のセルフビルドばかりか、塗装や文字・文様の日常的な記入を容易にする特徴である。建物に全的な関与が行われた施工時の痕跡を、現代の介入者は露わにし、加工可能な素材で自らの全的な関与の痕跡を重ね、さらに店舗経営者は日々文字や文様を書き入れて空間に関与する。それを客や通行者ら受容者が発見すると、他の更新部分を探して色褪せた日常から受容の態度に転ずることが見込まれる。そこに飲食提供や音楽などを通じ、官能性を含めた統一的な知覚が促されると、受容者の関与から建物の記憶が喚起・更新されることだろう。

#### 注釈

- 1) 日本建築学会前現代都市・建築遺産計画学的検討【若手奨励】特別研究委員会報告書、2013.3.
- 2) 以下専門用語に「美的」が出てくるのは「感性を通じた」という意味であり、美そのものを含意しない。
- 3) 沼津市の防災建築街区は国内で唯一、美観地区指定を受けている。
- 4) 西村清和『プラスチックの木でなにが悪いのか』勁草書房2011、特にp. 198。美的フレーミングと倫理性に関する問題については、たとえばレニ・リーフェンシュタール監督の一連の宣伝映画を「形式主義的に」評価できるか（美的フレーミングの成功）、制作・公開の文脈やメッセージ内容に鑑みて拒否すべきか（失敗）といった事例がある。
- 5) 日本建築学会『生活景——身近な景観価値の発見とまちづくり』学芸出版社2009。なお同概念の初出は渡戸一郎「現代都市における「生活景」の回復——社会学からの試論」『都市計画』138、1985.8に遡るといふ。後藤が授業資料「積層する「生活景」」（n. d.、前掲著書冒頭の後藤担当章の節タイトルと同じである）に挙げた5つの英語キーワードを引用し、訳を適宜変更した。
- 6) 思想ではなく作品性との関連から挙げると、東京から関与した池辺陽、市浦健、今泉善一、野生司義章らの設計者名が図面や各種記述に見られる。地元の行政関係者、設計者などへの調査は及んでいない。
- 7) たとえば静岡市葵区紺屋町1-3（「その2」の静岡市の事例における「紺A2」）。
- 8) 商店街振興組合沼津アーケード名店街は、ウェブ上に当時の資料を詳細に載せている。静岡県、沼津市『商店街の不燃化』ca. 1955、<http://www.numazu-arcade.com/image/H20/syoutengai-funenka.pdf> [2017-11-15閲覧]。
- 9) おそらく記者による無署名記事「街の声」、『沼津朝日新聞』1954.9.10、<http://www.numazu-arcade.com/image/H20/asahi-S29.9.10.jpg> [2017-11-15閲覧]。
- 10) Leddy, Tom. "The Nature of Everyday Aesthetics" in: Light, Andrew and Jonathan M. Smith, *The Aesthetics of Everyday Life*, NY: Columbia UP, 2005, p. 18.
- 11) 『商店街の不燃化』。
- 12) 財団法人静岡県住宅公社パンフレット『呉服町二丁目名店街ビル第二期工事』、ca. 1958、t. p.。中村陽史氏のご提供による。
- 13) 本町近代化推進連盟『本町近代化の歩み』1966。
- 14) 富士市吉原地区防災建築竣工記念『躍進する吉原商店街』、n. d.、n. pag.
- 15) 塩見寛氏のご提供による。
- 16) 逆に吉原地区について富士市長斉藤滋与史は「折角の顧客を静岡・沼津方面にそらす結果となってきた」と反省している。これらの建物が実現した背景に、商業的理由は無視できない。富士市議会議長中村新吾は「デパート又スーパーに対抗する一つの手段」と断言している。『躍進する吉原商店街』、n. pag.。
- 17) 静岡、浜松、熱海、清水（現静岡市）、富士（旧富士市・旧吉原市）。防火建築帯の分布も、これらに沼津・島田・磐田を加えるにすぎない。
- 18) Berleant, Arnold. "Ideas for a Social Aesthetic", in: Light et al., *ibid.*
- 19) 鈴木博之「近代建築の破却と保存の論理」『住宅建築』1999.10、引用は『現代の建築保存論』王国社2001、p. 25。

- 20) 小樽運河沿いの倉庫群のように、群として連続的な景観をなしているため部分を崩せない場合を指す。
- 21) 学校校舎や駅舎など歴史性に欠けるが建築保存運動が盛んに行われる傾向を念頭に置いている。
- 22) 例えば403architecture[dajiba]による「三展の格子」「三展の天井」、同『建築で思考し、都市でつくる』LIXIL出版2017、pp. 14-15, 39（「その2」の浜松市の事例における「田5」）。

## 第5章 耐震性能の検討

### 5-1. 目的

本章では防災建築街区の更新にあたり、既存建物がストック活用として十分な耐力を有するか、あるいは建替による手法が望ましいのかを判断するために、耐震性能の検討を行うこと目的とした検討を行った。

### 5-2. 対象建物および方法

静岡市・呉服町商店街を対象として、設計者（企業組合針谷建築事務所 鳥居久保代表理事）の協力を得て、設計図書を手に入ると共に、施工当時の監理者から仕様や施工状況についてヒアリングを行った。さらに、構造設計者（池田建築設計事務所／静岡県建築士事務所協会会長 構造設計一級設計士 遠藤正幸取締役会長）による協力を得て、耐震性能に関するヒアリングを行い、見解を得た。

### 5-3. 耐震診断と耐震指標値（Is 値）

既存建築物の安全性を確認する方法として構造計算による方法と耐震診断による方法がある。耐震診断とは、昭和56年に建築基準法が改正され（新耐震設計基準）、それ以前の基準で建てられた建築物の耐震性能が、現在の基準で建てられたもの比べて充分でないことがある。1995年に発生した阪神・淡路大震災は、多数の建物に被害をもたらし、多くの貴重な生命や財産を奪った。さらに、倒壊した建物は道路をふさぎ、避難や救助の妨げともなった。倒壊を未然に防ぐため、地震により既存の建物に崩壊のおそれの有無を把握する方法に耐震診断がある。

耐震診断においては、耐震指標値（Is 等）を確認し、建設地に応じた耐震判定指標値を設定し、安全性の判断を行う。静岡市呉服町商店街は、昭和30年から40年代に静岡市内に建てられたもので、おおむね耐震指標値（Is）は0.2から0.5程度と想定される。結果的には、耐震判定指標値以下となり耐震補強や場合によっては建て替えの必要性が出てくる。補強方法としては図示するような複数の手法が考えられる。また、補強により基礎耐力が不足する場合は、基礎の補強も必要になる。

### 5-4. 対応、コスト、工期

工事は、工事中、店舗を休業するか継続使用するかにより工事費・工期・手法が変わる。工事中、休業する場合は、選択肢が広がる。使用しながらの補強である「居ながら工事」の場合は、一般的には、免震補強＞制震補強＞耐震補強の順に対応しやすくなる。改修後の使い勝手は、一般的には、免震補強＞制震補強＞耐震補強の順となる。コスト（工事費のみ）は、一般的には、免震補強＞制震補強＞耐震補強の順で高くなる。工期は、一般的に免震補強は他の補強と比較すると工期が長くなる。居ながら工事は、一般的に仮設や工法の中で工費がかさむ。

### 5-5. 改修方法の検討

静岡市呉服町商店街は、Y方向が店舗間の仕切りとなり耐震壁が多く入っている。Y方向の耐震診断指標値は比較的高めの値が出ると思われる。補強する場合は、おそらくX方向が主となると

思われる。構造的には、個々の店舗での改修ではなく全体を見据えての改修になると思われる。改修においては、各階のバランスや平面のバランスを考慮する必要がある。

建物のストック活用にあたり、既存建物の構成を変更するケースを考慮すると、店舗間の境界壁を撤去し、室面積を大きく取ることができ、店舗の可能性が広がる。例えば、3 スパンを一店舗として、両側スパンの中央に耐震壁を設けるなども、プランとしてはありえる。また耐震壁は開口付も可能であり、鉄骨により開放的な耐力壁も可能となる。

以上より、耐震改修も可能と考えられるが、まずは耐震診断を実施して、どの程度の耐震性があるか確認してからのスタートになる。

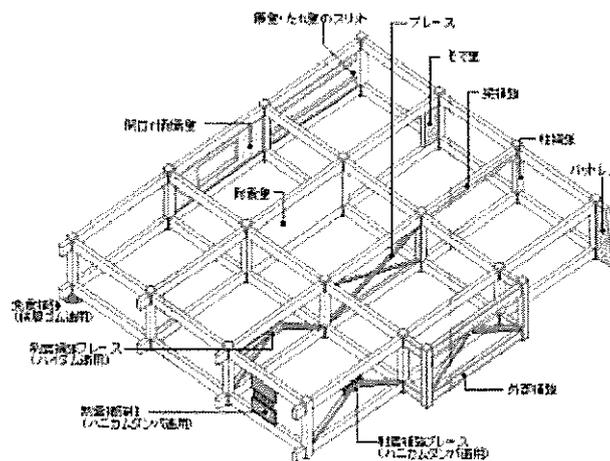


図 5-1. 種々の補強方法 (参照: 鹿島建設 HP)

## 第6章 展望

本研究を終えるにあたり、展望として今後の防災建築街区の在り方について触れたい。

防災建築街区とその足もとの街路をどう活性化していくのか、本研究を通してそれぞれの都市で困難な状況に直面している状況を見てきた。しかし、そうした地方都市の中で、静岡市・呉服町通りは賑やかさ、活気の面で、全国的に見ても優れた事例と言えるだろう。休日のみならず、平日に訪れても、街路には多くの人が買い物を楽しんでいる様子が展開していた。これには、建物と街路の関係として第2章で述べてきた構成によるところが大きく寄与している上、第3章で述べてきたような江戸期まで遡る区画の継承とそれを支える都市計画の在り方が大きく寄与しているだろう。それに加えて、呉服町では多くの商店街関係者が情熱を持って商店街を盛り上げていこうとする姿勢に触れてきた。「横のデパート」という、建設当時のオーナー達が掲げたテーマが現代においても成功していると思われる。また、こうした状況を制度の面で支え、あるいは誘導してきた静岡市をはじめとする行政職員の存在を忘れる訳にはいかない。特に静岡市では「身の丈モデル」として、タワー型再開発ではなく、地域の実情に合ったモデルを行政職員の関与の元、議論されている様子を見てきたが、官と民の関係としても他都市が学ぶべきところが大きいように思う。一方、静岡駅前の葵タワーは、典型的な下駄履きタワー型として再開発された街区であり、巨大なスケールによって中層の軒高が連続した街並みは失われている。過大な床を実現するために、保留床を販売して建設費を賄う方法が、静岡の経済状況、地価からいって相応しいのか、検証が必要と思われる。

今後の展望として、オーナーの意向把握、建物の耐震性能調査、行政と民間の連携手法、事業性も考慮した「身の丈モデル」のシミュレーションといった面で掘り下げていく必要がある。また、低成長時代の都市デザインとして、行政（法的規制、計画的・長期的投資）だけではなく、民間（個別最適・短期的投資）、市民が将来の都市ビジョンを我が事として議論・策定し、実行していく仕組みが必要であり、その関係において大学が教育研究機関として貢献し、ことも重要であると強く認識している。

※謝辞 資料提供・ヒアリング等、ご協力頂いた以下の皆様に厚く御礼申し上げます。

【商店街】吉原商店街振興組合 内藤勝則理事長（合資会社 内藤金物店）、横地光俊氏（easy house ヨコチ）、清水銀座商店街振興組合 田代慶康理事長（タシロ薬局）、平野豪己氏（（有）平野陶器店）静岡紺屋町名店街 服部功代表理事（服部蒲鉾店）、呉服町名店街 中村喜陽史氏（八幡屋）、呉六商店街 山本耕三氏（ちぐさ）、静岡市中央商店街連合会（紺屋町名店街、呉六名店街、呉服町名店街、七間町名店街）佐藤和平事務局長、ゆりの木通り商店会 鈴木基生氏（田町パーキングビル（株））、長野市北石堂町商店街振興組合 青沼壽一副理事長（コーヒー&レストラン山と溪谷）

【商工会議所】富士市商工会議所 神尾英尚氏

【まちづくり】くらしまち継承機構 塩見寛理事 (Kei\_まちづくりネットワーク代表)

【設計事務所】杉山智之建築事務所 杉山智之代表、企業組合針谷建築事務所 鳥居久保代表理事、原芳洋企画業務室チーフ【構造・材料】池田建築設計事務所 遠藤正幸取締役会長、静岡コンクリート診断士会 中野和宏幹事 ((株)ジーベック 土質研究所)【行政】沼津市、静岡市、磐田市、浜松市の関係部局の職員の皆様

【大学】京都大学 柳沢究准教授、名城大学 海道清信教授、名古屋市立大学 角哲准教授、名城大学 米澤貴紀助教